

第 2 部

食育推進施策の具体的取組

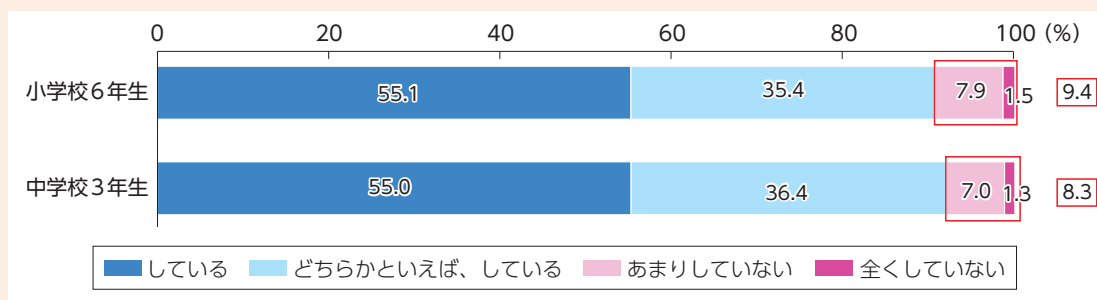
第1節 子供の基本的な生活習慣の形成

1 子供の基本的な生活習慣の状況

近年、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」という、成長期の子供にとって必要不可欠と言われている基本的な生活習慣に乱れが見られ、体力、気力とともに学習意欲の低下を招く要因の1つと指摘されています。

文部科学省が小学校6年生と中学校3年生を対象に実施した令和5（2023）年度「全国学力・学習状況調査」によると、毎日、同じくらいの時刻に起きていない（「毎日、同じくらいの時刻に起きていますか」という質問に対し、「あまりしていない」又は「全くしていない」と回答した）小学生の割合は9.4%、中学生の割合は8.3%、毎日、同じくらいの時刻に寝ていない（「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」という質問に対し、「あまりしていない」又は「全くしていない」と回答した）小学生の割合は19.0%、中学生の割合は21.8%でした。また、朝食を欠食することがある（「朝食を毎日食べていますか」という質問に対し、「あまりしていない」又は「全くしていない」と回答した）小学生の割合は6.1%、中学生の割合は8.7%と、一定割合を占めていました（図表2-1-1、2-1-2、2-1-3）。

図表 2-1-1 毎日、同じくらいの時刻に起きている小・中学生の割合

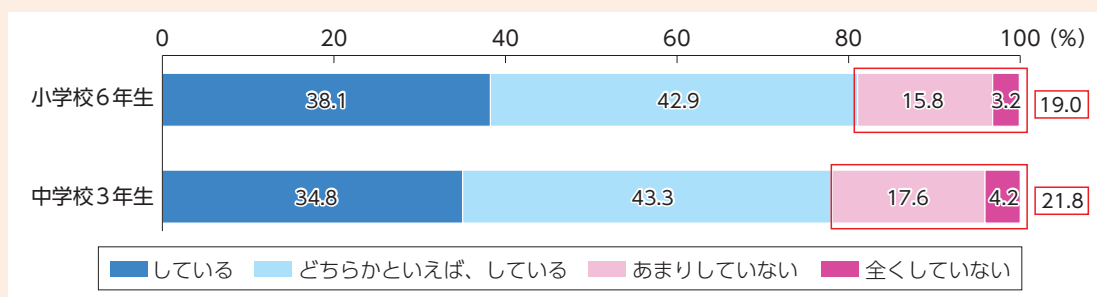


資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」(令和5(2023)年度)

注：(質問) あなたは、生活の中で次のようなことをしていますか。当てはまるものを1つずつ選んでください。「毎日、同じくらいの時刻に起きている」

(選択肢) 「起きている」、「どちらかといえば、起きている」、「あまりしていない」、「全くしていない」

図表 2-1-2 毎日、同じくらいの時刻に寝ている小・中学生の割合

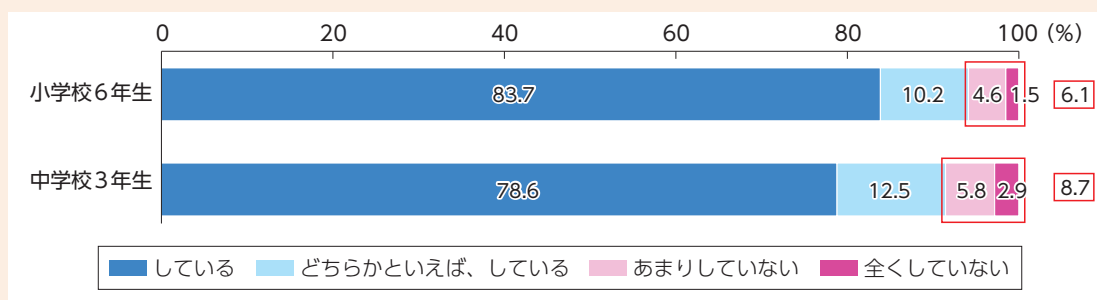


資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」(令和5(2023)年度)

注：(質問) あなたは、生活の中で次のようなことをしていますか。当てはまるものを1つずつ選んでください。「毎日、同じくらいの時刻に寝ている」

(選択肢) 「寝ている」、「どちらかといえば、寝ている」、「あまりしていない」、「全くしていない」

図表 2-1-3 朝食を毎日食べる小・中学生の割合



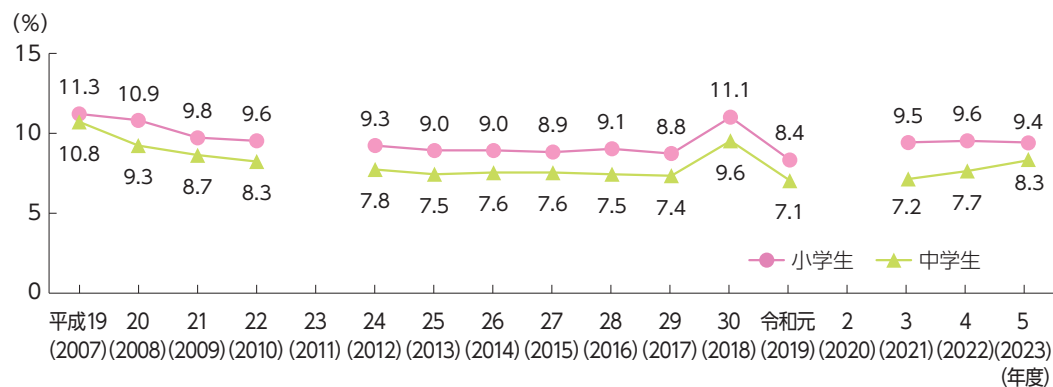
資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」(令和5(2023)年度)

注：(質問) あなたは、生活の中で次のようなことをしていますか。当てはまるものを1つずつ選んでください。「朝食を毎日食べている」

(選択肢) 「食べている」、「どちらかといえば、食べている」、「あまりしていない」、「全くしていない」

「毎日、同じくらいの時刻に起きていない」、「毎日、同じくらいの時刻に寝ていない」小・中学生の割合は、近年横ばい傾向となっています。また、小・中学生の朝食欠食率は近年増加傾向となっています（図表2-1-4、2-1-5、2-1-6）。

図表2-1-4 毎日、同じくらいの時刻に起きていない小・中学生の割合の推移



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

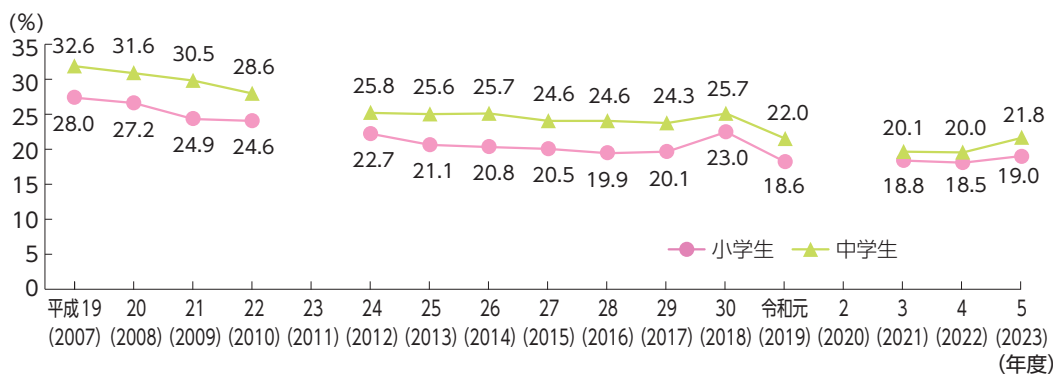
注：1) 平成23(2011)年度は、東日本大震災の影響等により、調査の実施を見送り

2) 令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、調査の実施を見送り

3) 「毎日、同じくらいの時刻に起きていますか」という質問に対して、「あまりしていない」、「全くしていない」と回答した割合の合計

4) 小学校6年生、中学校3年生が対象

図表2-1-5 毎日、同じくらいの時刻に寝ていない小・中学生の割合の推移



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

注：1) 平成23(2011)年度は、東日本大震災の影響等により、調査の実施を見送り

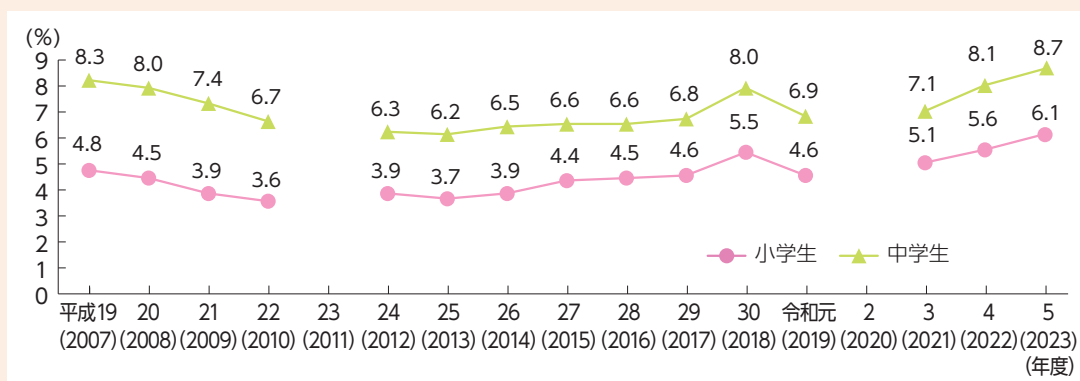
2) 令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、調査の実施を見送り

3) 「毎日、同じくらいの時刻に寝ていますか」という質問に対して、「あまりしていない」、「全くしていない」と回答した割合の合計

4) 小学校6年生、中学校3年生が対象

図表 2-1-6

小・中学生の朝食欠食率の推移



資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」

注：1) 平成23(2011)年度は、東日本大震災の影響等により、調査の実施を見送り

2) 令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、調査の実施を見送り

3) 「朝食を毎日食べていますか」という質問に対して、「あまりしていない」、「全くしていない」と回答した割合の合計

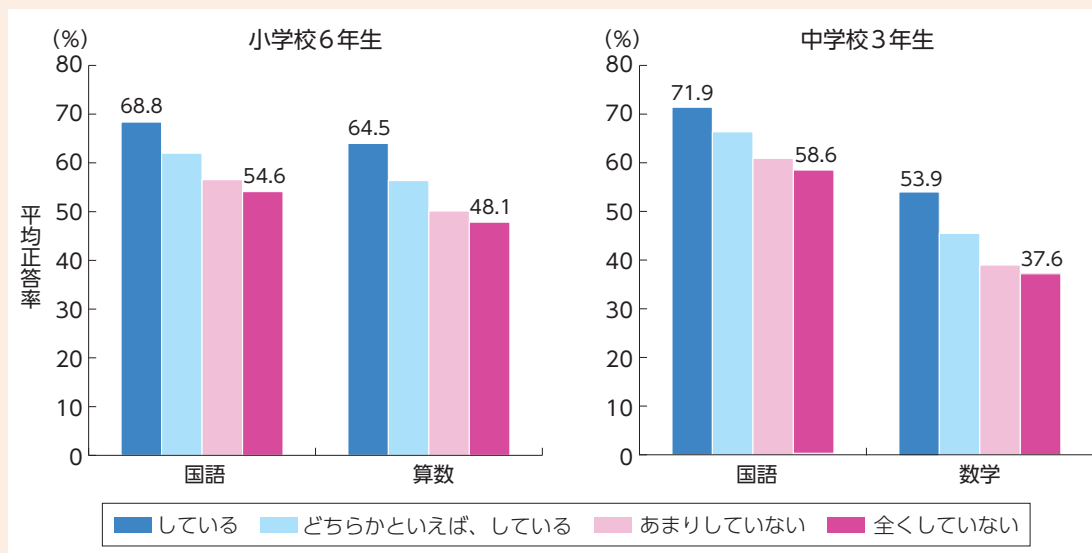
4) 小学校6年生、中学校3年生が対象

第1章

家庭における食育の推進

同調査の結果によると、朝食を毎日食べている小・中学生と、全く食べていない小・中学生の間には、各教科の平均正答率の差が15ポイント前後あります（図表2-1-7）。また、スポーツ庁が小学校5年生と中学校2年生を対象に実施した令和5（2023）年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、毎日朝食を食べる子供ほど、体力合計点が高い傾向にあります（図表2-1-8）。

図表2-1-7 朝食の摂取と「全国学力・学習状況調査」の平均正答率との関連

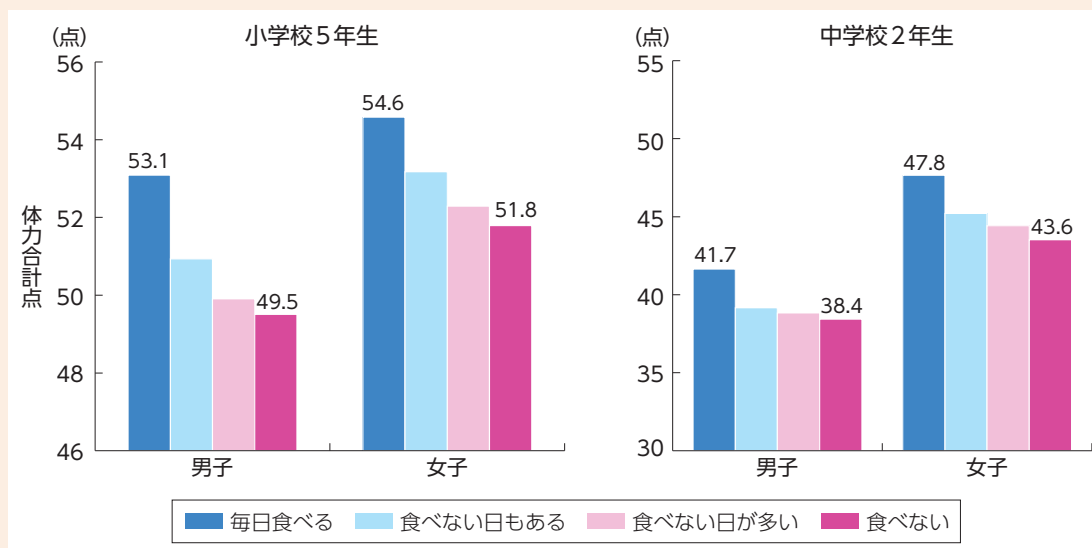


資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」（令和5（2023）年度）

注：（質問）「朝食を毎日食べていますか」

（選択肢）「している」、「どちらかといえば、している」、「あまりしていない」、「全くしていない」

図表2-1-8 朝食の摂取と「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の体力合計点との関連



資料：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（令和5（2023）年度）

注：（質問）「朝食は毎日食べますか。（学校が休みの日も含める）」

（選択肢）「毎日食べる」、「食べない日もある」、「食べない日が多い」、「食べない」

2 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

(1) 子供の生活習慣づくりの推進

朝食をとることは、栄養補給だけではなく、脳や消化器官を目覚めさせ、体内時計のリズムを整えることになり、適切な生活習慣の育成と、心身の健康の保持につながります。

文部科学省では子供の健やかな成長に必要となる、十分な睡眠、バランスのとれた食事、適切な運動等、規則正しい生活習慣づくりを社会全体の取組として推進しています。

令和5（2023）年度は、独立行政法人国立青少年教育振興機構と連携・協力し、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を促進するための「早寝早起き朝ごはん」フォーラム事業を全国3か所で実施するとともに、中高生の基本的な生活習慣の維持・定着・向上を図るための「早寝早起き朝ごはん」推進校事業を全国12か所で実施しました。



「早寝早起き朝ごはん」フォーラム in えひめ 2023



「早寝早起き朝ごはん」国民運動
（「早寝早起き朝ごはん」全国協議会）
URL : <https://www.hayanehayaoki.jp>

(2) 「早寝早起き朝ごはん」全国協議会との連携による運動の推進

「早寝早起き朝ごはん」全国協議会（以下「全国協議会」という。）は、平成18（2006）年に発足し、幅広い関係団体や企業等の参加を得て、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を文部科学省と連携して推進しています。令和5（2023）年8月現在、全国協議会の会員団体数は314で、様々な年齢層の子供や保護者に向けたガイドブックの作成・配布、全国フォーラム・総会の企画・運営等、子供の基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる取組を展開しています。令和5（2023）年3月には、子供たちが自分で作ることができ、かつ栄養バランスの取れた朝食のレシピをまとめた「朝ごはんポケットレシピⅢ」を作成しました。

また、令和4（2022）年度に引き続き、令和5（2023）年度も独立行政法人国立青少年教育振興機構、体験の風をおこそう運動推進委員会、全国協議会の三者が連携し、「未来を拓く子供応援フォーラム」を開催しました。同フォーラムは、青少年教育関係者を始めとした多くの方々に、青少年期における体験の重要性や基本的な生活習慣を身に付けることの重要性について理解を深めていただくことを目的としています。



朝ごはんポケットレシピⅢ

事例

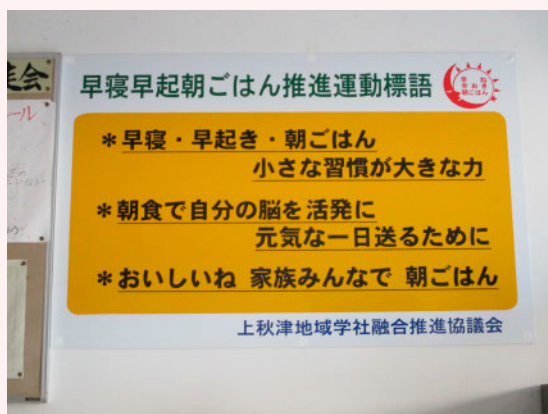
「早寝早起き朝ごはん 小さな習慣が大きな力」 （「早寝早起き朝ごはん」推進校事業）

和歌山県^{たなべ}田辺市立上秋津中学校^{かみあきづ}

上秋津中学校では、令和3（2021）年度「全国学力・学習状況調査」の回答結果からスマホ、ゲームの時間が全国平均より長く、家庭学習の時間を上回っていたことや、少数ながら生活習慣の乱れから登校後、体調不良を訴える生徒がいるという状況がみられたことから、令和5（2023）年度当初に生徒を対象とした生活に関するアンケートを実施しました。その結果、朝ごはんについては「時々食べる・食べない」と回答した生徒は全体の12%、また、睡眠についても24%の生徒が24時以降に就寝していることが明らかになるなど、生活習慣の改善が必要であることが分かりました。そこで、地域の幼稚園、小学校、公民館、町内会と協働し、家庭とも連携しながら、子供たちの健全な育成に向け、地域が一体となって様々な取組を行いました。

特に食育に関する取組として、毎月の学校だよりや保健だよりを活用した情報発信、成長期における栄養、朝ごはん等の食事の大切さに関する講演会の開催、食育の授業の実施、保健委員会が中心となって行った「早寝早起き朝ごはん」推進運動に関する標語の看板の掲示等を通して、生徒だけでなく家庭や地域にも啓発を行いました。また、生徒たちは栄養バランスを考えた朝食のレシピを作成し、実際に料理を作ってみることで、朝ごはんの大切さを学びました。

2学期の終わりに再び実施したアンケートでは、2年生と3年生において「食べない」と回答する生徒が0人となり、1年生においても「時々食べる」、「食べない」と回答した生徒の割合が17%から12%に減少しました。学校だけでなく、生徒を取り巻く環境等、地域全体が一体的に取り組むことで、学校全体での朝ごはんの摂取率が向上する等、より良い成果につながりました。



「早寝早起き朝ごはん」推進運動の標語



食育講演会の様子

第2節 家庭と地域等が連携した食育の推進

1 望ましい食習慣や知識の習得

朝食を食べる習慣には、規則正しい就寝・起床等の基本的な生活習慣による影響が考えられ、親世代の朝食を食べない習慣が、朝食を食べない家庭環境に影響している可能性があることも指摘されています。

農林水産省では、エビデンス（根拠）に基づき整理したパンフレット「「食育」ってどんないいことがあるの？～エビデンス（根拠）に基づいて分かったこと～」を平成29（2017）年度に作成し、「朝食を毎日食べるとどんないいことがあるの？」として朝食を毎日食べることと私たちの生活はどのように関係しているのかなど、日本人を対象とした研究から分かったことを紹介しています。

文部科学省では、子供の生活習慣に関する情報の発信や食育を含む学習機会の効果的な提供等、地域における家庭教育支援の取組を推進しています。

また、全国の教育委員会やPTA、子育て支援団体において活用できるよう、食育を含めた家庭教育に関する様々な資料等をウェブサイトに掲載しています。



「朝食を毎日食べるとどんないいことがあるの？」

（農林水産省）

URL : <https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/evidence/attach/pdf/index-31.pdf>



「子供たちの未来をはぐくむ家庭教育」関連資料集

（文部科学省）

URL : <https://katei.mext.go.jp/contents2/index.html>

大人だけでなく子供においても偏った栄養摂取や不規則な食事等による肥満^{そうしん}や痩身傾向がみられることから、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（令和5（2023）年3月22日閣議決定。以下「成育医療等基本方針」という。）では、生涯を通じた健康づくりのスタートとなる重要な時期である学童期・思春期に、肥満ややせ等自身の体に関すること、運動や食生活等の生活習慣に関すること等、健康教育の推進に関する内容が記載されています。成育医療等基本方針に基づく評価指標では「児童・生徒における肥満傾向児の割合」、「児童・生徒における痩身傾向児の割合」について、それぞれ減少することを目標として設定し、地方公共団体において健康課題に関する取組が推進されるよう、必要な支援を行うこととしています。

2 子供・若者の育成支援における共食等の食育推進

食育の取組は、日常生活の基盤である家庭において、確実に推進していくことが極めて重要です。特に、家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは食育の原点であり、共食を通じて、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を習得する機会にもなります。

政府は令和5（2023）年12月に、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」（令和5（2023）年12月22日閣議決定）を決定しました。この中で、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進することとしており、子供や若者のライフステージに応じて切れ目なく対応することで、健やかな成長を社会全体で後押しすることとしています。

農林水産省では、食への関心、地場産食材の活用、栄養バランスに配慮した食事等について親子で学ぶ親子料理教室、若い世代が食文化の継承や食を自ら選択する力を習得するための「食」の自立に向けた若者の食育教室の実施等を支援しています。料理をどのように作ったかなどの調理の過程について、保護者と話をしながら一緒に食べることで共食の機会につながっています。

第3節 妊産婦や乳幼児に対する食育の推進

1 妊産婦や乳幼児に対する食育の推進

令和元（2019）年12月に「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号。以下「成育基本法」という。）が施行され、成育過程にある者や妊産婦等に対する食育について、国及び地方公共団体が普及啓発等の施策を講ずるものとされました。成育基本法に基づき策定された成育医療等基本方針において、「「健やか親子21」の普及啓発等を通じて、保育所、幼稚園、学校等と、家庭や地域等が連携した食育を推進する」と定め、成育過程にある者等に対する関係施策と連携して、食育を推進することが示されています。

「健やか親子21」は、20世紀の母子保健の取組の成果を踏まえ、関係者、関係機関・団体が一体となって母子保健に関する取組を推進する国民運動計画として、平成13（2001）年に厚生労働省で開始され、平成18（2006）年3月の「「健やか親子21」中間評価報告書」において重点取組として食育の推進が位置付けられ、食育の取組を推進している地方公共団体の割合に関する指標が設定されました。平成27（2015）年4月からは「健やか親子21（第2次）」を開始し、保健センター、保育所、学校、NPO等関係機関に加え、食品産業や子育て支援に関連する民間企業等も連携・協働し、子供だけでなく、幅広い対象者に向けた普及啓発が進められてきました。なお、「健やか親子21」は、成育医療等基本方針に基づく国民運動計画として同基本方針に新たに位置付けられています。

令和5（2023）年4月に発足したこども家庭庁では、子供に関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押すこども施策に取り組んでいます。引き続き、関係者と連携し、食育を含め、次代を担う健やかな子供たちを育む取組を推進していきます。

2 妊娠期・授乳期等における食育の推進

妊娠期・授乳期においては、母子の健康の確保のために適切な食習慣の確立を図ることが重要です。特に、妊娠期の適切な体重増加量については、出生体重との関連が示唆されることから、妊娠中の体重増加量が一律に抑制されることのないよう、肥満や痩身といった妊婦個々の体格に配慮した対応が求められています。

このため、厚生労働省が、妊娠期・授乳期における望ましい食生活の実現に向けて作成した「妊産婦のための食生活指針¹」は、妊産婦に対する健康診査や各種教室等における栄養指導に活用されてきました。同指針作成後の健康や栄養・食生活に関する課題、妊産婦を取り巻く社会状況等の変化を踏まえ、令和3（2021）年3月に同指針を改定しました。妊娠、出産、授乳等に当たっては、妊娠前からの健康なからだづくりや適切な食習慣の形成が重要であることから、改定後の指針の対象には妊娠前の女性も含むこととし、名称は「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」としました。この指針は、妊娠前からの健康づくりや妊産婦に必要とされる食事内容のほか、妊産婦の生活全般、からだや心の健康等にも配慮した、10項目から構成されています。また、妊娠期における望ましい体重増加量については、「妊娠中の体重増加指導の目安」（令和3（2021）年3月8日公益社団法人日本産科婦人科学会）を参考とし

1 平成18（2006）年2月に「健やか親子21」推進検討会が作成

て示しました。あわせて、リーフレットを作成し、普及啓発を行ってきました。令和5（2023）年4月からは、こども家庭庁にて引き続き普及啓発を行っています。

妊婦と父親になる男性が共に、産前・産後の女性の心身の変化を含めた妊娠・出産への理解を深め、妊娠を機に家族全員の食生活を見直す機会となるよう、地方公共団体で行われる産前教室（パパママ教室）では、父親になる男性も参加しやすい日時に開催し、参加者に対して栄養バランスのとれた食事や減塩のポイント等の指導が行われています。



普及啓発用のリーフレット

3 乳幼児の発達段階に応じた食育の推進

授乳期・離乳期は、子供の健康にとって極めて重要な時期であり、慣れない授乳や離乳食を体験する過程を支援することが親子双方にとって重要です。このため、厚生労働省では、妊産婦や子供に関わる保健医療従事者が授乳や離乳の支援に関する基本的事項を共有することで妊産婦への適切な支援を進めていくことができるよう、「授乳・離乳の支援ガイド¹」を平成19（2007）年3月に作成しており、地方公共団体や医療機関等で活用されてきました。同ガイドは、平成31（2019）年3月に改定され、これまでよりも育児支援の視点を重視するとともに、食物アレルギー予防に関する支援についての記載を充実させるなど、内容を見直しました。あわせて、授乳や離乳について分かりやすく記載したリーフレットを作成し、一般の方への普及啓発を行ってきました。令和5（2023）年4月からは、こども家庭庁が「健やか親子21」のウェブサイトを活用した普及啓発も行っています。

地域では、市町村保健センターを中心に管理栄養士・栄養士等による乳幼児を対象とした栄養指導が実施されており、健康診査や各種教室等における保健・栄養指導を通じて、出産から離乳食の開始時期以降に至るまでの一貫した支援が図られるような取組を行っています。令和4（2022）年度に保健所及び市区町村で栄養指導を受けた乳幼児は1,638,521人²です。



授乳スタートガイド



離乳スタートガイド



健やか親子21 妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報サイト
(こども家庭庁)

URL : <https://sukoyaka21.cfa.go.jp/>

1 平成19（2007）年3月に「授乳・離乳の支援ガイド策定に関する研究会」が作成

2 厚生労働省「令和4（2022）年度地域保健・健康増進事業報告」

学校、保育所等における食育の推進

第1節 学校における食に関する指導の充実

1 学校における食に関する指導体制の充実

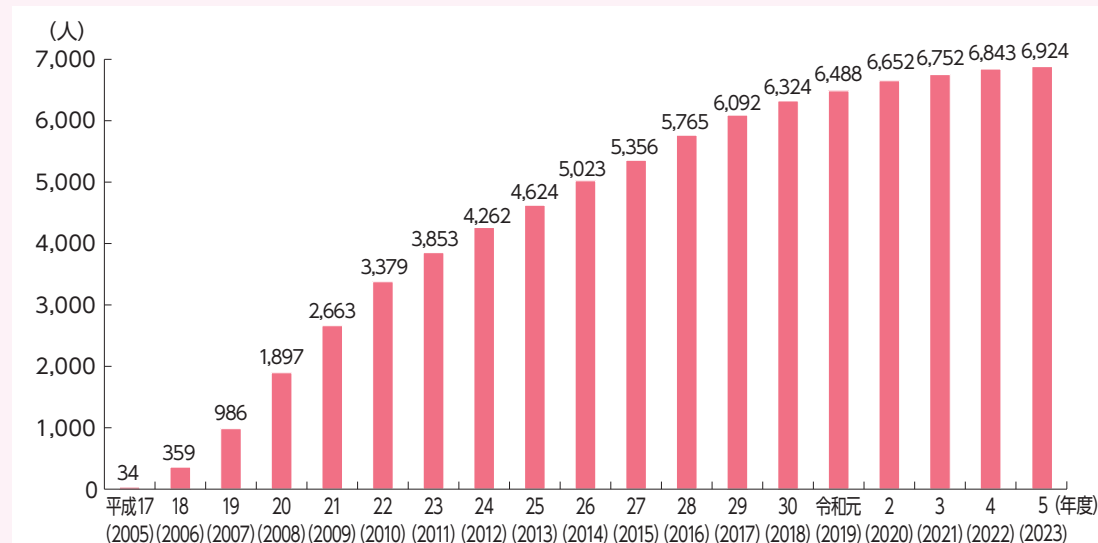
平成17（2005）年度から、食に関する専門家として児童生徒の栄養の指導と管理をつかさどることを職務とする栄養教諭が制度化されました。学校における食育を推進するためには、「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」（平成31年3月）に基づき、栄養教諭を中心に全教職員が共通理解の下に連携・協力しつつ指導を展開することが重要です。公立小・中学校等の栄養教諭は、都道府県等教育委員会が、地域の状況を踏まえつつ、配置しています。令和5（2023）年5月1日現在で、全都道府県において6,924人の栄養教諭が配置されており、配置数は年々増加しています（図表2-2-1）。文部科学省は、栄養教諭配置の地域による格差を解消し、全ての児童生徒が、栄養教諭の専門性を生かした食に関する指導を等しく受けられるよう、栄養教諭の職務の明確化、資質能力向上を図り、栄養教諭の意義や役割を周知するなど、都道府県等教育委員会に対し、その配置を働き掛けています（図表2-2-2）。

令和3（2021）年度には、全都道府県・政令指定都市教育委員会、市区町村教育委員会における栄養教諭に期待する職務や役割等を調査し、全国の実態や課題等を把握しました。

令和4（2022）年3月には、「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議」を設置し、養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に向けた検討を行い、令和5（2023）年1月に議論を取りまとめました。これを踏まえ、令和5（2023）年7月に養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則の参考例等を作成し、各都道府県・政令指定都市教育委員会に通知するなど、栄養教諭の一層の配置促進に取り組んでいます。

また、文部科学省では、広く学校における食育の推進への理解を深めるため、ウェブサイトにおいて、栄養教諭制度、小・中学生用食育教材等に関する情報提供を行っています。

図表2-2-1 公立小・中学校等栄養教諭の配置状況



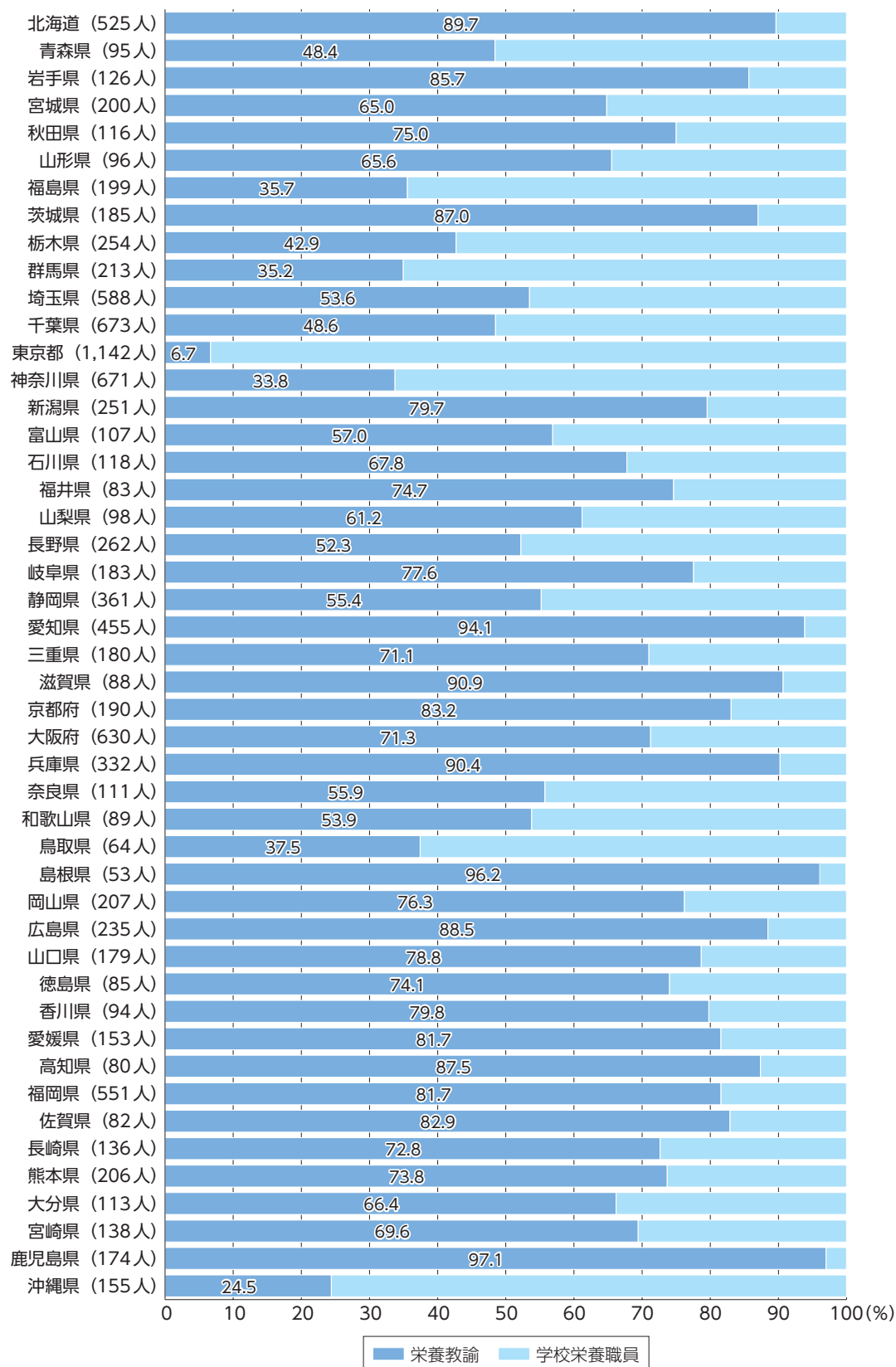
資料：文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課調べ（平成27（2015）年度まで、各年度4月1日現在）

文部科学省「学校基本調査」（平成28（2016）年度以降、各年度5月1日現在）

注：小・中学校等とは、小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校を指す。

図表 2-2-2

公立小・中学校等栄養教諭及び学校栄養職員の配置数における栄養教諭の割合



資料：文部科学省「学校基本調査」(令和5(2023)年度)

注：1) () 内の人数は、栄養教諭と学校栄養職員の合計人数

2) 数値は栄養教諭の割合

3) 小・中学校等とは、小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・特別支援学校を指す。

4) 令和5(2023)年5月1日現在

2 学校における食に関する指導内容の充実

学校における食に関する指導は、子供が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができることを目指し、学校給食を活用しつつ、学校の教育活動全体を通じて行われています。

また、小・中学校、高等学校等を通じて家庭科を必修科目等として位置付け、この中で実際の調理も含めた食に関する指導が全ての子供たちに行われています。

(1) 栄養教諭による取組

栄養教諭は、学校における食育推進の要として、食に関する指導と学校給食の管理を一体的に展開することにより、教育上の高い相乗効果をもたらしています。

ア 食に関する指導の連携・調整

食は、各教科等で学習する内容に幅広く関わっています。栄養教諭は、各教科等の指導だけでなく、学校における食に関する全体的な指導計画の策定に中心的に携わるなど、教職員間の連携・調整の要としての役割を果たしています。そして、栄養教諭のみならず関係教職員が食に関する指導の重要性を理解し、必要な知識や指導方法を身に付けるとともに、十分な連携・協力を行うことにより、体系的・継続的に効果的な指導を行うことができます。

イ 各教科等における指導

栄養教諭は、専門性を生かして、各学級担任や教科担任等との連携を図りながら積極的に指導を行っています。また、栄養教諭は、学校給食の管理業務も担っていることから、各教科等の授業内容と関連させた献立を作成し、学校給食を生きた教材として活用するなど、効果的な指導を行っています。

学習指導要領においては、学校における食育の推進について、各教科等のそれぞれの特質に応じて適切に行うように努めることや、指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することとしています。また、教育課程の編成及び実施に当たっては、食に関する指導の全体計画を含む各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるよう留意することも明記しています。

ウ 学校・家庭・地域における栄養教諭を中核とした取組

子供の望ましい食生活の実践を目指して、栄養教諭等には、家庭や地域と連携した取組を行うことについても特に大きな成果が期待されています。

具体的取組としては、保護者会等を通じた食に関する指導、給食便りやパンフレットの配布、農作業体験等の体験活動、料理教室、給食試食会等家庭や地域と連携した取組、PTAの積極的な取組を促すための働き掛けなどが挙げられます。

栄養教諭は、学校間の連携にも大きな役割を果たしており、地域の児童生徒の食生活や生活習慣等の実態を把握し、児童生徒や各学校が抱える課題と食育推進のための方策を明らかにし、栄養教諭と各学校の給食主任等が連携するための組織を構築することで、地域全体の食育を推進しています。

（２）食に関する学習教材等の作成

幼児教育において、食育の基礎を育むとともに、高等学校においても、小・中学校と同様に学校教育活動全体を通じて食育の推進を図ることとし、幼児教育から高等学校まで、切れ目のない食育を推進し、子供の健康な食習慣、生活習慣の定着を図っていくことが大変重要です。

このため、文部科学省では、各学校において、児童生徒の望ましい食習慣の形成等、食に関する指導の充実に資するため、「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」を作成するとともに、各教科等における食に関する指導において使用する小・中学生用食育教材等や、高校生用健康教育教材を作成しています。また、小・中学生用食育教材においては、学級担任等が栄養教諭と協力し、授業等の時間に食に関する指導を効果的に行うことができるよう、指導上のポイント等をまとめた指導者用資料も作成するとともに、編集可能な媒体でウェブサイトに掲載し、各学校の指導に応じた活用を促進しています。

（３）食育を通じた健康状態の改善等の推進

近年、子供の食を取り巻く社会環境が変化し、栄養の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因するやせや肥満、生活習慣病等の増加が指摘されています。

栄養教諭は、学級担任、養護教諭、学校医、学校歯科医等と連携して、保護者の理解と協力の下に、偏食のある子供、やせや肥満傾向にある子供、食物アレルギーを有する子供、スポーツをしている子供等に対しての個別的な相談指導や食と健康に係る必要な知識の普及等を行うなど、健康に関する課題の改善に向けた取組を行っています。文部科学省においては、令和5（2023）年度より、「食に関する健康課題対策支援事業」を実施し、栄養教諭の個別指導力の一層の向上に向けた支援を行っています。

令和3（2021）年2月には、「学校給食実施基準」（平成21年文部科学省告示第61号）を一部改正しました。食品構成については、児童生徒1人1回当たりの栄養量の摂取基準である「学校給食摂取基準」を踏まえ、多様な食品を適切に組み合わせ、児童生徒が各栄養素をバランスよく摂取しつつ、様々な食に触れることができるようにすることとしています。

第2節 学校給食の充実

1 学校給食の現状

学校給食は、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、子供の健康の保持・増進を図ること等を目的に実施されています。また、食に関する指導を効果的に進めるために、給食の時間はもとより、各教科や特別活動、総合的な学習の時間等における教材としても活用することができるものであり、大きな教育的意義を有しています。

学校給食は、令和3（2021）年5月現在、小学校では18,923校（全小学校数の99.0%）、中学校では9,107校（全中学校数の91.5%）、特別支援学校等も含め全体で29,614校において行われており、約930万人の子供が給食を食べています（図表2-2-3）。学校給食実施校は着実に増加しており、引き続き学校給食の普及・充実が求められます。なお、文部科学省では、学校給食の意義、役割等について児童生徒や教職員、保護者、地域住民等の理解と関心を高め、学校給食の一層の充実と発展を図ることを目的に、毎年1月24日から30日までの1週間で「全国学校給食週間」と定め、文部科学省及び各学校等で様々な取組が行われています。また、全国学校給食週間広報動画の日本語版と英語版を作成し、広く普及啓発を図っています。

食物アレルギーを有する児童生徒は増加傾向にあり¹、学校給食における食物アレルギー対応について、文部科学省では、平成24（2012）年に発生した死亡事故を受けて開催した有識者会議の最終報告を踏まえ、学校におけるアレルギー対応の改善・充実のための資料として、「学校給食における食物アレルギー対応指針」、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン・要約版」及び「学校におけるアレルギー疾患対応資料（DVD）映像資料及び研修資料」を作成しました。全国の教育委員会や学校等への配布等を通じ、食物アレルギー等を有する子供に対する、きめ細かな取組を推進しています。

また、学校給食における窒息事故への対応については、文部科学省が作成する「食に関する指導の手引き」において留意点等を示してきたところですが、令和6（2024）年2月に発生した死亡事故を受けて、改めて指導の徹底を求める事務連絡を各都道府県教育委員会等に対して発出しました。

物価高騰に対しては、令和4（2022）年度に引き続き、各地方公共団体における地方創生臨時交付金を活用した保護者負担軽減に向けた取組を促したところです。また、給食事業者への業務委託については、契約の途中でエネルギー価格や食料品価格、労務費等の価格変動や最低賃金額の改定が生じた場合における物価上昇等を踏まえた契約変更や、価格に加え、事業の安定性等価格以外の要素も考慮するなど安定的に実施可能な事業者の選定について、適切な対応がなされるよう求めるとともに、その際、地方創生臨時交付金が活用可能であることを通知し、活用を促しました。

1 「学校保健」ポータルサイト（公益財団法人日本学校保健会）<https://www.gakkohoken.jp/themes/archives/101>

図表 2-2-3 学校給食実施状況（国公立）

区分		全国総数	完全給食		補食給食		ミルク給食		計	
			実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比	実施数	百分比
小学校	学校数	19,107	18,857	98.7	38	0.2	28	0.1	18,923	99.0
	児童数	6,223,394	6,165,176	99.1	4,620	0.1	4,567	0.1	6,174,363	99.2
中学校	学校数	9,955	8,867	89.1	26	0.3	214	2.1	9,107	91.5
	生徒数	3,231,091	2,838,825	87.9	4,526	0.1	76,728	2.4	2,920,079	90.4
義務教育 学校	学校数	151	149	98.7	0	0.0	0	0.0	149	98.7
	児童・ 生徒数	58,706	57,170	97.4	0	0.0	0	0.0	57,170	97.4
中等教育学校 (前期課程)	学校数	54	30	55.6	0	0.0	5	9.3	35	64.8
	生徒数	17,492	9,484	54.2	0	0.0	1,649	9.4	11,133	63.6
特別支援 学校	学校数	1,157	1,023	88.4	1	0.1	9	0.8	1,033	89.3
	幼児・ 児童・ 生徒数	146,285	134,452	91.9	45	0.0	725	0.5	135,222	92.4
夜間定時制 高等学校	学校数	555	288	51.9	77	13.9	2	0.4	367	66.1
	生徒数	65,872	15,245	23.1	2,646	4.0	13	0.0	17,904	27.2
計	学校数	30,979	29,214	94.3	142	0.5	258	0.8	29,614	95.6
	幼児・ 児童・ 生徒数	9,742,840	9,220,352	94.6	11,837	0.1	83,682	0.9	9,315,871	95.6

資料：文部科学省「学校給食実施状況調査」（令和3（2021）年度）

注：1）完全給食とは、給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食

2）補食給食とは、完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食

3）ミルク給食とは、給食内容がミルクのみである給食

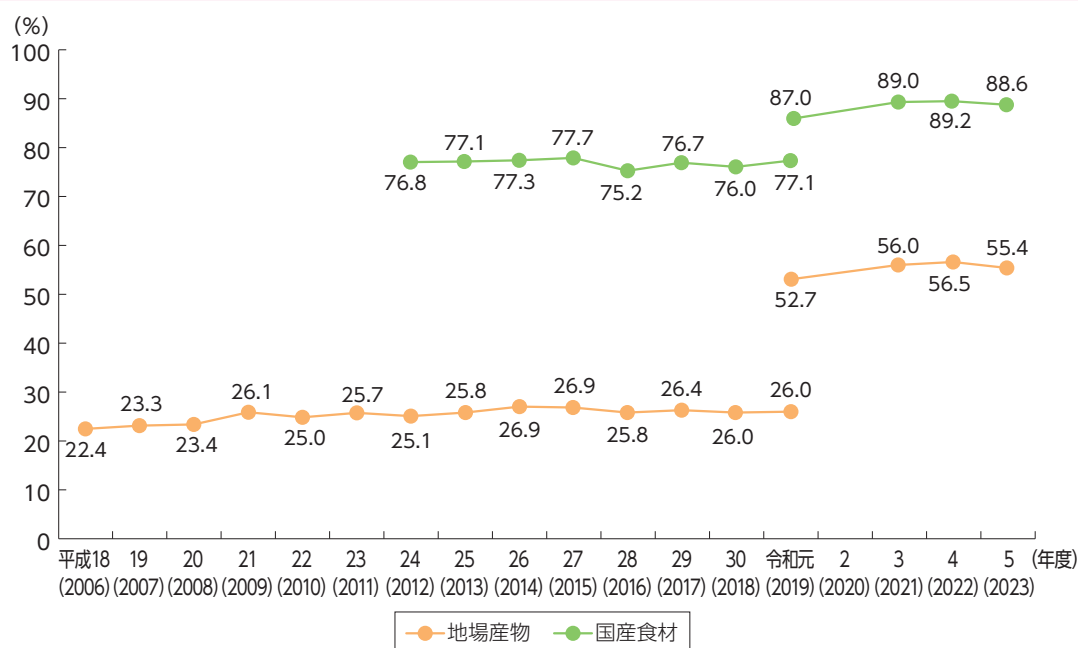
2 地場産物等の活用の推進

学校給食に地場産物を活用し、食に関する指導の教材として用いることにより、子供がより身近に、実感を持って地域の食や食文化等について理解を深め、食料の生産、流通に関わる人々に対する感謝の気持ちを抱くことができます。また、地場産物の活用は、生産地と消費地との距離が縮減されることにより、その輸送に係る二酸化炭素の排出量も抑制されるとともに、流通に要するエネルギーや経費の節減等環境負荷の低減にも寄与するものであり、SDGs（持続可能な開発目標）の観点からも有効です。さらに、学校給食を始めとする学校教育に対する地域の生産者等の理解が深まることにより、学校と地域との連携・協力関係の構築にも寄与していることから、学校や地域において、地場産物を学校給食で活用する取組が積極的に進められています。一方で、地域によっては、価格が高いことや、一定の規格を満たした農林水産物を不足なく安定的に納入することが難しいことなどにより地場産物の使用量・使用品目の確保が困難な現状もあります。

第4次基本計画では、生産者や学校給食関係者の努力を適切に反映するとともに、地域への貢献等の観点から、算出方法を食材数ベースから金額ベースに見直し、その割合を現状値（令和元（2019）年度）から維持・向上した都道府県の割合を90%以上とすることを目指すこととされました。また、子供たちへの教育の観点から、新たに栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の取組（学校給食の時間を使った直接の指導の取組、校内放送や学級担任への資料提供等による指導の取組等）を増やすことを目標としました。令和5（2023）年度は、栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数は月12.4回でした。

令和5（2023）年度の学校給食における地場産物、国産食材の使用割合の全国平均は、金額ベースでそれぞれ55.4%、88.6%となっています（図表2-2-4）。都道府県別に見ると、地場産物の使用割合にはばらつきが見られます（図表2-2-5）。

図表2-2-4 学校給食における地場産物及び国産食材使用割合の推移



資料：令和元（2019）年度までは文部科学省「学校給食栄養報告」（食材数ベース）

令和元（2019）年度以降は文部科学省「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」（金額ベース）

図表2-2-5 学校給食における地場産物及び国産食材の使用割合（令和5（2023）年度）

都道府県	地場産物	国産食材	都道府県	地場産物	国産食材
北海道	71.5%	87.1%	滋賀県	46.5%	87.1%
青森県	66.9%	89.3%	京都府	21.5%	89.3%
岩手県	59.3%	89.0%	大阪府	7.2%	87.1%
宮城県	58.8%	86.2%	兵庫県	46.9%	83.2%
秋田県	37.0%	85.2%	奈良県	31.9%	85.1%
山形県	60.4%	87.8%	和歌山県	27.4%	89.1%
福島県	63.7%	88.8%	鳥取県	76.7%	94.1%
茨城県	74.3%	90.6%	島根県	72.2%	93.7%
栃木県	77.7%	94.4%	岡山県	65.1%	87.5%
群馬県	63.0%	86.7%	広島県	58.4%	88.6%
埼玉県	41.3%	88.3%	山口県	87.2%	98.0%
千葉県	56.9%	88.8%	徳島県	66.1%	87.4%
東京都	8.8%	90.6%	香川県	52.5%	86.3%
神奈川県	28.6%	80.1%	愛媛県	74.7%	92.6%
新潟県	60.7%	87.2%	高知県	68.2%	95.3%
富山県	55.8%	86.6%	福岡県	51.2%	85.7%
石川県	60.9%	94.0%	佐賀県	55.8%	88.2%
福井県	32.2%	90.1%	長崎県	68.0%	86.3%
山梨県	59.6%	88.0%	熊本県	62.1%	87.7%
長野県	69.6%	95.4%	大分県	63.2%	89.9%
岐阜県	57.9%	88.4%	宮崎県	63.8%	87.7%
静岡県	56.6%	91.9%	鹿児島県	65.8%	87.3%
愛知県	53.1%	89.1%	沖縄県	33.2%	73.7%
三重県	57.3%	88.7%	全国平均	55.4%	88.6%

資料：文部科学省「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」

注：金額ベース

文部科学省においては、令和3（2021）年度より、「学校給食地場産物使用促進事業」を実施し、学校給食における地場産物等の使用に当たっての課題解決に資するための経費を支援するとともに、関係府省庁とも連携を図りながら、地場産物等の活用を推進しています。

農林水産省では、学校給食等の食材として、地場産物を安定的に生産・供給する体制を構築するため、新しい献立・加工品の開発・導入実証等の取組への支援、生産者と学校等の双方のニーズや課題を調整する地産地消コーディネーターの育成や派遣を行っています。



給食現場と生産現場をつなぐ体制
(地産地消コーディネーターによる出荷野菜の調整)

3 米飯給食の着実な実施に向けた取組

米飯給食は、子供が伝統的な食生活の根幹である米飯に関する望ましい食習慣を身に付けることや、地域の食文化を通じて郷土への関心を深めること等の教育的意義を持つものです。令和3（2021）年度には、完全給食を実施している学校の100%に当たる29,214校で米飯給食が実施されており、約922万人が米飯給食を食べています。また、週当たりの米飯給食の回数は3.5回となっています（図表2-2-6）。

農林水産省では、次世代の米消費の主体となる子供たちに、米飯を中心とした「日本型食生活¹」を受け継いでもらうため、米飯給食のより一層の推進を図っています。令和5（2023）年度は、令和4（2022）年度に引き続き米飯給食の拡大に向けた取組への支援として、各学校が米飯給食の実施回数を増加させる場合に、政府備蓄米の無償交付を実施しました。

なお、献立の作成に当たっては、多様な食品を適切に組み合わせ、児童生徒が各栄養素をバランスよく摂取しつつ様々な食に触れることができるように配慮することが大切です。

図表2-2-6 米飯給食実施状況（国公立）

区 分	平成20年度 (2008)	平成25年度 (2013)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)
学校数	31,094校 (31,140)	30,198校 (30,203)	29,553校 (29,553)	29,214校 (29,214)
実施率	99.9%	100%	100%	100%
実施回数 (週当たり)	3.1回	3.3回	3.5回	3.5回

資料：文部科学省「米飯給食実施状況調査」

注：1）調査対象は、完全給食を実施している学校（国立・公立・私立）のうち、5月1日現在で米飯給食を実施している学校とする。

2）（ ）内は、5月1日現在の完全給食実施状況の数であり、実施率は、完全給食に対する比率である。

1 ごはん（主食）を中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、お茶など多様な副食（主菜・副菜）等を組み合わせた、栄養バランスに優れた食生活

学校給食における地場産物の活用について

福井県若狭町^{わかさちょう}

福井県若狭町では、地域の農林水産物の有効活用、生産者の所得向上、地域内のネットワークづくり等を目標に、学校給食における地場産物の活用を検討していました。一方、若狭町は中小規模の農業・漁業者が中心で収量が不安定なため、必要量の安定的な確保が難しく、学校給食における地場産物の活用を進めることが困難でした。

そこで、令和4（2022）年度に地産地消コーディネーター派遣事業を活用し、課題の解決に向けた取組を行いました。

具体的には、町広報誌上で、学校給食の特集を組み、給食での地場産物活用への理解と納入に協力できる農業者・漁業者への呼びかけを行うとともに、農業者・漁業者、小売店、JA、県農林部、福祉事業者、栄養士等を集め、地場産物の活用に向けた意見交換会を実施し、新規食材の掘り起こしや地場産給食推進の組織づくり等について話し合いを行いました。

取組の結果、新たに4品目の地場産物の使用開始、3者の納入事業者の増加等、学校給食での地場産物の活用推進につながる結果となりました。さらに、令和5（2023）年度は新たに1品目が追加される等、地産地消コーディネーターの派遣を契機に地場産物活用の取組がより一層広がっています。



意見交換会の様子



地場産食材を使用した給食

第3節 就学前の子供に対する食育の推進

1 保育所における食育の推進

(1) 子供の育ちを支える食育 ～養護と教育の一体性の重視～

保育所における食育は、「保育所保育指針」(平成29年厚生労働省告示第117号)において、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標としています。そして、子供が毎日の生活と遊びの中で、食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子供に成長していくこと等に留意し、保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で実施しなければならないとしています。

平成29(2017)年4月に策定した「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」では、専門分野別研修の一つとして「食育・アレルギー対応」分野を位置付け、その専門分野に関するリーダー的職員を育成しています。

また、保育所での食育の推進や食物アレルギーの対応に当たっては、栄養士の専門性を生かした対応が重要であることから、保育所の運営費を支援する公定価格において、栄養士を活用して給食を実施する施設に対し、取組に必要な経費を加算する栄養管理加算を平成27(2015)年度に創設しました。令和2(2020)年度には栄養管理加算の更なる充実を図り、保育所における食育やアレルギー対応の取組を一層推進しています。

(2) 食を通した保護者への支援

子供の食を考えると、保育所だけではなく、家庭と連携・協力して食育を進めていくことが不可欠です。食に関する子育ての不安・心配を抱える保護者は決して少なくありません。「保育所保育指針」では、保護者に対する支援を重視しています。保育所には、今まで蓄積してきた乳幼児期の子供の食に関する知識、経験及び技術を「子育て支援」の一環として提供し、保護者と子供の育ちを共有し、食に関する取組を進める役割を担うことが求められています。

さらに、保育所は、「児童福祉法」(昭和22年法律第164号)第48条の4の規定に基づき、保育所の行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、保育所に入所していない子供を育てる家庭に対しても、子育て支援を積極的に行うよう努めることが期待されており、食を通した子育て支援として、次のような活動が展開されています。

- ① 食を通した保育所機能の開放(調理施設活用による食に関する講習等の実施や情報の提供、体験保育等)
- ② 食に関する相談や援助の実施
- ③ 食を通した子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進
- ④ 地域の子供の食育活動に関する情報の提供
- ⑤ 食を通した地域の人材の積極的な活用による地域の子育て力を高める取組の実施

これらの活動により、食を通して保護者同士の交流の場の提供や促進を図っていくことで、保護者同士の関わりの機会が提供され、食に対する意識が高まることが期待されます。また、多くの保育所で、育児相談や育児講座等を通し、保護者の育児不安を軽減する活動が展開されています。

(3) 子供の発育・発達を支援する食事の提供

近年は、保護者の就労形態の変化に伴い、保育所で過ごす時間が増加している子供も多く見られるようになり、家庭とともに保育所も、子供のための大切な生活の場となっています。そのため、保育所で提供される食事は乳幼児の心身の成長・発達にとって大きな役割を担っています。

こども家庭庁では、保育所を始めとする児童福祉施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」、「保育所における食事の提供ガイドライン」を参考に、子供の健やかな発育・発達を支援するなどの観点から適切に食育が実施されるよう、周知啓発に取り組んでいます。

また、乳幼児期の特性を踏まえた保育所におけるアレルギー疾患を有する子供への対応の基本を示す「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」について、平成31（2019）年4月に「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の位置付けを明確化するなど、保育の現場における実用性を重視した内容に改訂し、本ガイドラインに基づき各保育所で取組が進められています。さらに、子供の食を通じた健康づくりの推進を図るため、毎年、児童福祉施設の給食関係者等を対象に、「児童福祉施設等の食事の提供に関する研修」を開催しています。令和5（2023）年度は、児童福祉施設における栄養管理及び食事の提供の支援に関する最近の動向や取組事例の紹介、食物アレルギー、衛生管理、事故防止に関する最新の知見の情報提供等を主な内容としたオンラインの研修を開催し、約1,900名が研修に参加しました。

2 幼稚園における食育の推進

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。この時期に行われる食育では、食べる喜びや楽しさ、食べ物への興味や関心を通じて自ら進んで食べようとする気持ちが育つようにすることが大切です。

幼稚園における食育については、平成20（2008）年3月に改訂された「幼稚園教育要領」に記載され、平成29（2017）年3月に改訂された要領においても充実が図られています。具体的には、心身の健康に関する領域「健康」において、「先生や友達と食べることを楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ」ことが指導する内容とされています。また、幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項として、「健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、幼児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で教師や他の幼児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。」とされています。

こうした幼稚園教育要領の趣旨を、各種研修等を通じて幼稚園教諭等に周知し、幼稚園における食育の充実を図っています。

3 認定こども園における食育の推進

認定こども園¹における食育については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）において、指導する内容や目標が示されており、各園において食育の計画を作成し、教育・保育活動の一環として位置付けるととも

1 就学前の子供を保育の必要の有無にかかわらず受け入れ、教育と保育を一体的に提供する、いわば幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持ち、保護者や地域に対する子育て支援も行う施設

に、創意工夫を行いながら食育を推進していくことが求められています。

特に同要領の第3章においては、食育の推進として、「食育のための環境」や「保護者や関係者等と連携した食育の取組」について明記されています。食育は幅広い分野にわたる取組が求められることに加え、家庭状況や生活の多様化といった食をめぐる状況の変化を踏まえると、より一層きめ細やかな対応や食育を推進しやすい社会環境づくりが重要です。

認定こども園では、栄養教諭や栄養士、調理員等がその専門性を生かし、保育教諭等と協力しながら、食育における様々な関係者と多様に、かつ、日常的に連携を図るよう努め、各園の実態に応じた取組が工夫されています。

事例

「実体験を大切に」～楽しみながら食を営む力の基礎を培う～

宮城厚生福祉会 ちちいちょう 乳銀杏保育園（宮城県）

「乳銀杏保育園」は、宮城県仙台市にある保育所で、こどもの年齢や季節に合わせた遊びや活動を通して、様々な力を伸ばしていくことを大切にしています。園では、こどもたちが楽しく食べる体験を積み重ねていけるよう、季節の行事に合わせ、旬の食材を用いるなどの工夫をして、こどもの食べる意欲につなげる食育に取り組んでいます。

1月には、もち米からお餅が作られる様子を体験できるよう、餅つき大会を計画しました。こどもたちは、それまでの活動の中で、お餅への興味を示し、餅つきの絵本を読んだり、おやつ時間に蒸かしたもち米と炊いたうるち米の食べ比べをして、両者の色の違いに気づき、食感の違いを感じたりしていました。こうしたことを踏まえて餅つき大会を行い、「重い!」「もちもちだね～」と盛り上がりました。

また、餅つき大会でついたお餅を使用し、1年間のごこくほうじょう五穀豊穡を願う縁起の良い飾りものである「もち花」づくりをすることとしました。もち花は、木の枝に紅白のお餅などを小さく丸めて付けて作られます。もち花づくりでは、「もち米の匂いがするね。」「やっぱりよく伸びる!」と言いながら、ついた餅を手でちぎり、上手に丸めて作り上げました。

さらに、餅つき大会でついたお餅は全てもち花づくりに使用してしまいましたが、こどもたちから絵本にでてきたお餅を「つくってみたい。」とリクエストがあり、みんなでごへいもち五平餅を作りました。とても美味しくて、楽しい時間となり、家庭でも家族と一緒に作ったという報告もありました。

地域の伝統や食文化を実際に体験することにより、こどもたちは食材への興味・関心を高め、生産者への感謝の気持ちを持つ様子が見受けられました。また、自分で作りたいという気持ちも芽生え、「食を営む力」の基礎を培う経験になったと感じています。



もち花



ついた餅でもち花づくりに挑戦

事例

サツマイモを通じて地域で交流を深める食育の活動

福井県永平寺町立吉野幼稚園

幼稚園における食育は、食べる喜びや楽しさを味わい、様々な活動を通して食べ物への興味や関心をもったりするなどし、食の大切さに気づき、自ら進んで食べようとする気持ちが育つようにすることが大切です。

本園は福井県永平寺町の南西部に位置し、吉野ヶ岳とそこを源流とする荒川等に囲まれた自然豊かな小規模の園です。また、小学校に隣接していることから、小学校や地域の方とのつながりも深く、園の行事には地域との交流を積極的に取り入れています。

本園では毎年、地域の農家の方の畑を借りて、地域の方と一緒に「サツマイモの苗植え・収穫体験」を行っています。畑では、サツマイモ以外にも、スナップエンドウやタマネギ等、いろいろな作物に出会うことができます。「これ、食べられるの？さわっていい？」と幼児が関心を寄せると、当初の予定になくても地域の方が幼児の願いに応じてくれて、葉や実に触れたり、時には収穫したりと、活動が広がっていきます。苗植え後も、幼児は畑へ水やりや散歩に出かけ、地域の農家の方との交流を続けながらサツマイモの生長を見守っています。

直近の芋掘りでは、食育を通して地域の方との関わりをさらに深めたい、という園の思いを伝えていたため、芋掘りの当日に地域のたくさんの方が畑に集まってくれました。幼児は自分が苗を植えた場所を掘ってサツマイモを収穫し、「私の、大きい！」、「僕のは、恐竜みたい！」と歓声を上げながら、地域の方と共に喜んでいました。新たな取組として行った「焼き芋会」にも、準備の段階から地域の方が関わっています。「焼き芋会」の1週間前に、地域の方が園に材木を持ってきたときには、幼児が「なに？これ。」「ぼくも持ってみたい。」と興味を示し、材木を運ぶお手伝いをするようになりました。重くて大きな材木を友達と一緒に運ぶことは、家庭や園ではなかなかできない体験でした。「焼き芋会」の当日は薪割り体験も行い、サツマイモが焼けるのを待つ間には地域の方と焼き芋じゃんけん等の手遊びもできました。幼児からは「おいしいね。もっと食べたいな。」などの声が聞かれ、ホクホクの焼き芋を皆で一緒に食べるもののおいしさや楽しさを感じていました。後日、幼児から「お礼の気持ちを伝えたい。」という声があがり、地域の方にお手紙を届ける活動につながっていきました。

このように、幼児が地域の方と一緒に土に触れたり、収穫した作物を食べたりすることで、地域の方への感謝の気持ちが育まれるとともに、食べ物への興味、関心が広がっていきました。今後も、地域の方とともに、地域の自然の恵みに感謝する気持ちを大切に育んでいきたいと思っています。



苗植えの様子



芋掘りの様子



「焼き芋会」の様子

第2章

学校、保育所等における食育の推進

「目指せ！食いしん坊～こども・家庭・園を繋いでいく食環境～」

社会福祉法人和順会 ^{わじゅんかい} むさしこども園（大分県）

「むさしこども園」は、大分県^{くにさき}国東市にある認定こども園で、こどもが楽しく意欲的に食べられるよう、こどもの「食べたい」という気持ちを大切にしながら様々な食育に取り組んでいます。

スプーンを使って離乳食を食べることが苦手なこどももいれば、何でもよく食べるこどももいます。一人一人の発達や状態に応じて、こどもが日々の生活や遊びの中で食に関する様々な体験を積み重ねて成長していけるよう、こどものやりたいという気持ちに寄り添いながら、援助するよう心掛けています。

まず、こどもたちには食べることに興味を持ってもらえるよう、食材に触れることから始めました。たまねぎの場合、最初は触れることを嫌がっていたこどもが、一緒にいる友達が匂いを嗅いだり、皮をむいたり、なめたりする様子を見ているうちに、取り合いになるほどまでたまねぎに興味を持つようになりました。食べ方についても、こどもが自らお皿の上の食材に触るようになり、手に付いた食材をなめる食べ方から、スプーンで食べることもできるようになっていき、食に関する体験を積み重ねて成長していく様子を見ることができました。

園では、日頃のこどもの様子や食事の状況、園の食育の取組について保護者と丁寧に関わり共有するとともに、保護者の負担を考慮した家庭での食事づくりの支援も行っています。

食事は、こどもの健やかな成長に欠かせないものであり、こどもの生活リズムを作る基礎となります。園の保育教諭や栄養士は、多様な家庭環境を尊重し、家庭でも無理なく、楽しく食事ができるよう、朝食やおやつとして、作り置きが可能な蒸しパンやホットケーキのレシピを紹介したり、園で良く食べてくれるメニューを紹介したりするなど、家庭への支援にも取り組んでいます。これからも、家庭と園との連携により、一人一人のこどもの成長に応じた食育に取り組んでいきます。



おいしいよ、カミカミしてみようか！



たまねぎの皮むき体験

朝食にもぴったり！
小松菜蒸しパンのレシピ

第1節 健全な食生活の実践を促す食育の推進

1 「食育ガイド」等の活用促進

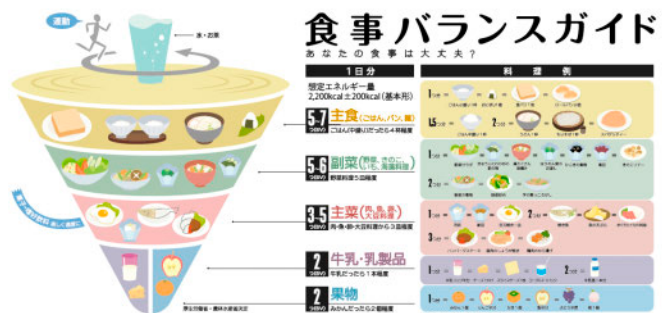
「食育ガイド」は、「『食べること』は『生きること』」とし、乳幼児から高齢者に至るまで、ライフステージのつながりを大切にし、生涯にわたりそれぞれの世代に応じた食育の実践を促すため、平成24（2012）年3月に作成・公表（平成31（2019）年3月に改訂）されたものです。食べ物の生産から食卓までの「食べ物の循環」やライフステージを踏まえた「生涯にわたる食の営み」等を図示し、各ステージに応じた具体的な取組を提示しています。



「食育ガイド」

農林水産省では、国民一人一人が自らの食生活の振り返りを行い、実践に向けた取組の最初の一步を踏み出すことができるよう、「食育ガイド」をウェブサイトに掲載し、普及啓発を図っています。

国民一人一人の健康の増進や生活の質（QOL¹）の向上、食料の安定供給の確保を図るための指針である「食生活指針」について、平成28（2016）年6月に一部改定を行いました。これは、平成12（2000）年3月の、当時の文部省、厚生省及び農林水産省による決定から16年が経過し、この間に、「食育基本法」の制定、「健康日本21



「食事バランスガイド」

（第二次）」の開始、「和食；日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産登録等の食生活に関する幅広い分野での施策に進展があったためです。この一部改定に合わせ、国民一人一人が、バランスのとれた食事を中心に、食料生産・流通から食卓、健康までを視野に入れた食生活を実践していけるよう、「食生活指針」の項目ごとに具体的に取り組むべき内容を「解説要領」としてまとめました。

平成17（2005）年6月に、厚生労働省と農林水産省により「食生活指針」を具体的な行動に結び付けるために策定された「食事バランスガイド」は、食事の望ましい組合せやおおよその量をイラストで分かりやすく示したものです。一人一人が食生活を見直すきっかけになるものとして、より多くの人に活用されることが重要であり、ヘルシーメニューの普及啓発等、地域の特性に応じた食環境の整備においても活用されています。さらに、農林水産省では、地域

1 Quality of Lifeの略

で採れる農産物や地域の食文化等、地域の特性を盛り込んだ「地域版食事バランスガイド」の紹介等を行っています。



食育ガイド（農林水産省）
URL : https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/guide/guide_201903.html



食生活指針（農林水産省）
URL : <https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/shishinn.html>



食事バランスガイド（農林水産省）
URL : https://www.maff.go.jp/j/balancenice_guide/index.html

2 栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践の推進

「日本型食生活」とは、ごはん（主食）を中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、お茶等、多様な副食（主菜・副菜）等を組み合わせた、栄養バランスに優れた食生活をいいます。日本の気候風土に適した多様性のある食生活として、生活する地域や日本各地で生産される豊かな食材を用いており、旬の食材を利用して季節感を取り入れることや、地域の気候風土に合った郷土料理を活用すること、ごはんを中心に洋風や中華風等、多彩な主菜を組み合わせることにより、幅広く食事を楽しむ要素を有しています。また、栄養バランスに優れているといったメリットがあります。

近年、ライフスタイルが多様化しており、家庭での調理のみを前提とせず、ごはんと組み合わせる主菜、副菜等に、惣菜、冷凍食品、レトルト食品、合わせ調味料等を活用することでも、「日本型食生活」を実践することが可能となりました。

農林水産省では、こうした「日本型食生活」の実践等を促進するため、セミナーの開催や食生活相談等地域の実情に応じた食育活動に対する支援を行っています。また、「日本型食生活」の中心となるごはんについては、農林水産省ウェブマガジン「^{あふ}aff」や特設ウェブサイトにおいて、米に含まれる炭水化物は生きていくためのエネルギー源となりその分解物であるブドウ糖は脳にとっても大切なエネルギー源であることや、米に含まれるたんぱく質は日本人にとって重要なたんぱく源の役割を果たしている旨等の紹介、各種SNSを活用した「やっぱりごはんでしょ！」運動や農林水産省の職員がYouTuberとして情報発信する「BUZZ MAFF」における動画の投稿等、米や米を原料とする米粉の消費を喚起する取組を実施しました。さらに、米の機能性等の「米と健康」に着目した会議が令和5（2023）年12月に開催され、「米と健康」についての最新の知見を有識者が発表するとともに、日頃の取組事例等が紹介されました。そのほか、牛乳乳製品は、栄養豊富でカルシウムの供給源等として重要で、国民の健康的な食生活を支える食品の1つとなっており、特に子供の発育期においては、発育に必要な栄養を摂取する上で欠かせない食品となっています。農林水産省では一般社団法人Jミルクとともに、令和4（2022）年6月に「牛乳でスマイルプロジェクト」を立ち上げ、牛乳乳製品が国民の健康的な食生活を支えていること等について情報発信を行っています。また、水産物は、脳や神経等の発達・機能維持に重要な役割があるDHAや、9種類の必須アミノ酸をバランスよく含む魚肉たんぱく質など、優れた栄養特性と機能性を持つ食品であり、様々な魚介類や海藻類をバランスよく摂取することにより、健康の維持・増進が期待されています。他方で、我が国においては、水産物の消費量は長期的に減少傾向になっていることから、水産庁では、水産物の消費機運を高めるため、令和4（2022）年10月から、毎月3～7日を「さかなの日」と制定し、令和6（2024）年3月末時点で800を超える賛同企業等と連携して、「さ

かなの日」公式ウェブサイトや各種のイベント、SNS、小学校での出前講座などにおいて、魚や魚食への関心が高まる情報発信等を積極的に行っています。



米の消費拡大情報サイト
「やっぱりごはんじゃ!」(農林水産省)
URL : <https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatsu/gohan.html>



米の機能性等の「米と健康」に着目した会議の様子

第2節 地域や職場における食育の推進

1 健康寿命の延伸につながる食育の推進

厚生労働省では、平成25（2013）年度から開始した国民健康づくり運動である「健康日本21（第二次）」において、健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現を目指し、主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底に関する項目や、栄養・食生活、身体活動・運動等に関する53項目の目標を設定しています。例えば、適正体重を維持している人を増加させるため、肥満及び20歳代女性のやせの人の割合を減らすという目標を設定しています。また、成人だけでなく子供においても偏った栄養摂取や不規則な食事等の食生活の乱れによる肥満や痩身の傾向が見られることから、肥満傾向にある子供の割合の減少についての目標も設定しています。さらに、野菜と果物の摂取量の増加については、野菜摂取量の平均値を350g以上にすることや、果物摂取量100g未満の人の割合を30%以下にすることを目指しています。こうした目標も勘案し、都道府県や市区町村においては、健康増進計画を策定し、計画に基づき様々な健康づくりに関する取組を実施しており、管理栄養士等による栄養指導や運動指導が行われています。

また、目標の達成に向けて、主要な項目については継続的に数値の推移等の調査や分析を行い、都道府県における健康状態や生活習慣の状況の差の把握に努める必要があることから、平成26（2014）年度から「健康日本21（第二次）分析評価事業」を行っており、「健康日本21（第二次）」の目標項目について、現状値を更新するとともに「健康日本21（第二次）」の目標設定等に用いられている「国民健康・栄養調査」における主要なデータの経年変化と諸外国との比較に関する分析を行っています。分析等の結果については、厚生労働省及び本事業の委託先である国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・栄養研究所のウェブサイトに掲載しています。

「健康日本21（第二次）」の運動を更に普及、発展させるため、健康寿命の延伸に向けて、企業・団体・地方公共団体と協力・連携した取組として「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進しています。毎年9月に展開している食生活改善普及運動では「食事をおいしく、バランスよく」を基本テーマに、主食・主菜・副菜をそろえた食事、野菜と果物の摂取量の増加、食塩摂取量の減少及び牛乳乳製品の摂取習慣の定着に向けた取組を実施しています。また、食生活改善の重要性を普及啓発することに焦点を当てた普及啓発ツールを、「スマート・ライフ・プロジェクト」のウェブサイトに掲載し、地方公共団体等とともに普及啓発ツールを用いた食生活の改善に関する取組を行いました。



「スマート・ライフ・プロジェクト」
ロゴマーク

「健康日本21（第二次）」の計画期間は令和5（2023）年度末までとなっており、約10年間の取組の評価を行い、令和4（2022）年10月に最終評価報告書を取りまとめました。また、最終評価を踏まえ、令和6（2024）年度から開始する「健康日本21（第三次）」を令和5（2023）年5月に公表しました。



食生活改善普及運動 普及啓発ツール



健康日本21分析評価事業
(国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所国立健康・
栄養研究所)
URL: https://www.nibiohn.go.jp/eiken/kenkounippo_n21/index.html



食生活改善普及運動 (厚生労働省)
URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000089299_00003.html

第3章

地域における食育の推進

近年、活力ある「人生100年時代」の実現に向けて、健康寿命の更なる延伸が課題となっている中、健康への関心が薄い層も含めて自然に健康になれる食環境づくりの推進が急務となっています。厚生労働省では、自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた産学官等連携の在り方について検討するため、「自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会」を開催し、令和3（2021）年6月に報告書を取りまとめました。そして、同報告書及び「東京栄養サミット2021」における日本政府のコミットメント（今後実施する政策等に関する誓約）を踏まえ、令和4（2022）年3月に産学官等連携による食環境づくりの推進体制として、「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ（以下「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」という。）」を立ち上げました。健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブでは、「食塩の過剰摂取」、「若年女性のやせ」、「経済格差に伴う栄養格差」等の栄養課題等の解決に向けた参画事業者の行動目標の設定及び遂行について、事業者の環境・社会・企業統治（ESG¹）評価向上の視点も踏まえた支援を行いながら、食環境づくりを推進しています。こうした活動により、食環境づくりが効果的に進み、国民の健康寿命の延伸を通じて、活力ある持続可能な社会の構築につながることを目指しています。また、この健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブを通じた産学官等連携による食環境づくりの取組は、令和5（2023）年9月に、世界保健機関（WHO²）の非感染性疾患等の予防・管理のためのマルチセクトラル・アクションに関する各国事例の報告書に掲載されました。

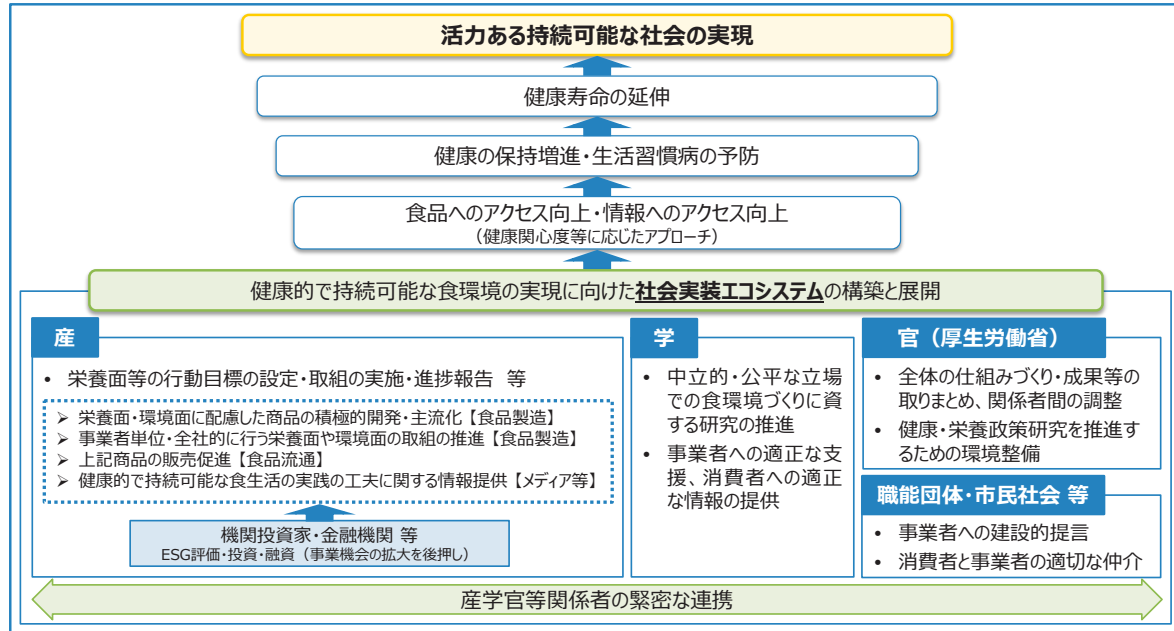
1 Environmental, Social and Governanceの略

2 World Health Organizationの略

健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ

～誰一人取り残さない食環境づくりの日本モデルを、世界に向けて発信・提案～

- 厚生労働省は、有識者検討会※1報告書（2021年6月公表）及び東京栄養サミット2021（2021年12月開催）を踏まえ、産学官等連携※2による食環境づくりの推進体制として、「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」を2022年3月に立ち上げ。
※1 自然に健康になれる持続可能な食環境づくりの推進に向けた検討会 ※2 「産」は、食品製造事業者、食品流通事業者、メディア等、多様な業種を含む。
- 本イニシアチブは、「**食塩の過剰摂取**」、「**若年女性のやせ**」、「**経済格差に伴う栄養格差**」等の栄養課題や環境課題を重大な社会課題として捉え、産学官等の連携・協働により、誰もが自然に健康になれる食環境づくりを展開。**日本はもとより、世界の人々の健康寿命の延伸、活力ある持続可能な社会の実現を目指す。**



「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」が目指す世界

日本人の野菜、果実の消費量は減少傾向にあります（図表2-3-1）。

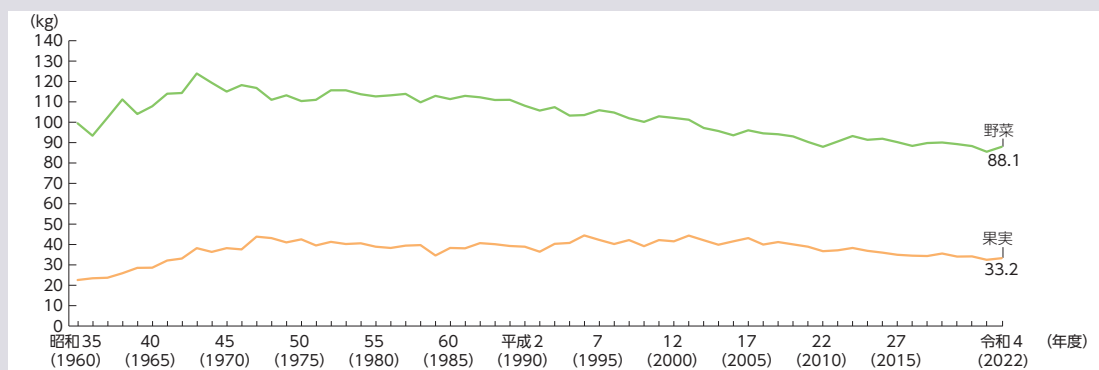
第4次基本計画では、健康寿命の延伸を目指す「健康日本21（第二次）」の趣旨を踏まえ、令和7（2025）年度までに、1日当たりの野菜摂取量の平均値を350g以上、果物摂取量¹100g未満の者の割合を30%以下とすることを新たに目標として設定しました。「令和元年国民健康・栄養調査」によると、1人1日当たりの野菜類摂取量の平均値は280.5g、果実類摂取量の平均値は100.2gとなっています（図表2-3-2、2-3-3）。また、果物摂取量100g未満の者の割合は61.6%です。

野菜の摂取量を年齢階級別にみると、特に20～40歳代で少ないことが摂取量の平均値を下げている原因と考えられます。同調査によると外食を週に1回以上利用している者の割合は、20～30歳代では5割を超えており、その世代の野菜類摂取量が少ないことの理由の一つと考えられます²。また、日頃の食生活において、自分自身が摂取している野菜の量や不足している野菜の量を正しく把握できていないことも理由の一つと考えられます。

1 果実類のうちジャムを除く摂取量

2 「平成27年国民健康・栄養調査」において、外食を毎日1回以上利用している者はそれ以外の者に比べ、野菜類の摂取量が少ないという結果が得られている。

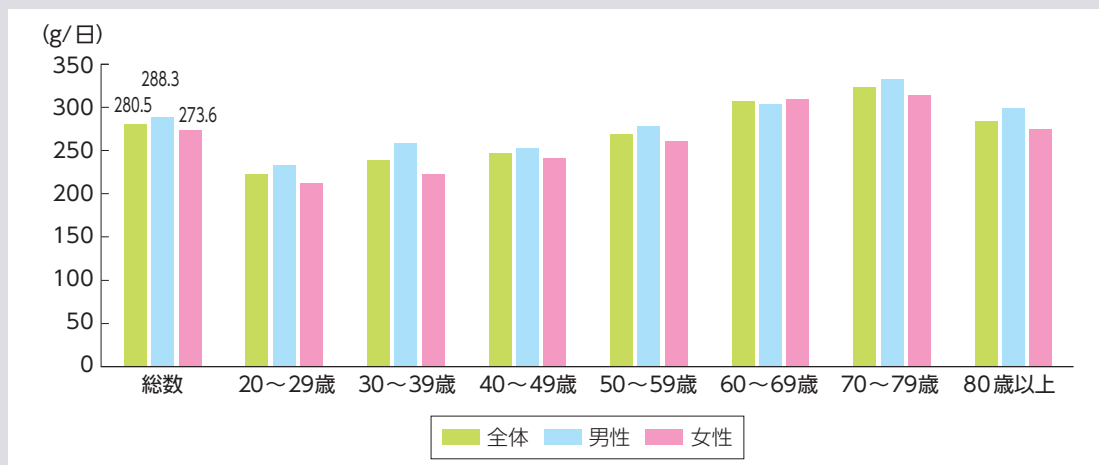
図表2-3-1 野菜、果実の消費量



資料：農林水産省「食料需給表」

注：1) 消費量は1人1年当たり供給純食料（消費者等に到達した食料）であり、実際に摂取された食料の数量ではない。純食料とは、野菜の芯などを除いた量
2) 令和4（2022）年度は概算値

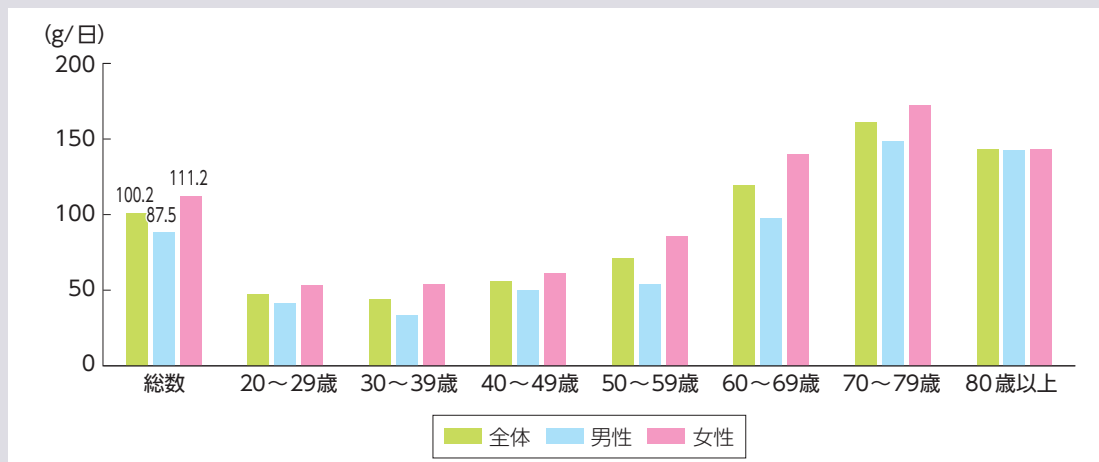
図表2-3-2 野菜類摂取量の平均値（性・年齢階級別、20歳以上）



資料：厚生労働省「令和元年国民健康・栄養調査」

注：野菜類とは、緑黄色野菜、その他の野菜、野菜ジュース、漬け物

図表2-3-3 果実類摂取量の平均値（性・年齢階級別、20歳以上）



資料：厚生労働省「令和元年国民健康・栄養調査」

注：果実類とは、生果、ジャム、果汁・果汁飲料

農林水産省では、令和2（2020）年12月から、1日当たりの野菜摂取量の平均値を350gに近づけることを目的として、「野菜を食べようプロジェクト」を実施しており、本目的に賛同する企業・団体等の「野菜サポーター」とともに野菜の消費拡大に取り組んでいます。

令和5（2023）年度には、農林水産省や「野菜サポーター」が、「野菜を食べようプロジェクト」のロゴマークやポスターを活用し、野菜の消費拡大に資する様々な啓発活動に取り組みました。また、「野菜の日（8月31日）」には、ユネスコ無形文化遺産「和食：日本人の伝統的な食文化」が令和5（2023）年12月に登録から10周年を迎えることを踏まえ、和食の一つである「漬物」をテーマに取り上げ、「漬物から野菜の消費拡大を考える」と題するウェブシンポジウムを開催しました。シンポジウムでは、最新のデータに基づいた漬物の特徴等に関する基調講演を行うとともに、時代に合った漬物の生産や、食生活の中での新たな取り入れ方等について、登壇者によるパネルディスカッションを行い、参加者は漬物と野菜消費の重要性等について理解を深めました。そのほか、令和4（2022）年度に引き続き、「野菜の日（8月31日）」の特別企画として、日頃の野菜摂取状況が把握できる測定機器を農林水産省内に設置し、職員及び来庁者に対して日頃の食生活に適量の野菜を取り入れることが習慣となるような機会を作りました。



「野菜を食べようプロジェクト」（農林水産省）
URL：https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/yasai/2ibent.html



「野菜の日（8月31日）」ウェブシンポジウム
（農林水産省）
URL：https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/yasai/2ibent.html#3



「野菜を食べようプロジェクト」ポスター
（令和4（2022）年度農産局長賞）



「1日350g」と目安を表した「野菜を食べようプロジェクト」ロゴマーク



「野菜の日（8月31日）」ウェブシンポジウムの様子



野菜摂取状況が把握できる測定機器の活用

果実の摂取量を年齢階級別にみると、特に20～50歳代で少ないことが摂取量の平均値を下げている原因と考えられます。近年、国産果実の高品質化、生産量の減少等により価格が高値傾向にあることや、皮むきや切る手間が敬遠されること等が主な理由として考えられます。果実は、どの年代も生鮮果実の摂取が中心であり、高齢層ほどその特徴が顕著です。一方、若い年齢層では、摂取しやすいカットフルーツ等の果実加工品も好まれています。20～50歳代の果実摂取量の増加に向けた取組として、農林水産省では、外食やコンビニエンスストアで扱いやすい果実加工品の安定供給に向け、省力型栽培技術体系の導入等による加工用の原料果実の安定供給や果実加工品の試作等の取組を推進しています。

また、果実は各種ビタミン、ミネラル及び食物繊維の摂取源として重要な食品であることから、「果樹農業の振興を図るための基本方針¹⁾」(令和2(2020)年4月30日農林水産省決定)に基づき、日常的な果実摂取が生涯にわたる食習慣として定着するよう、消費拡大の取組を推進しています。具体的には、生産者団体等と協力し「毎日くだもの200グラム運動」による家庭や学校給食等における果実の摂取を促進するほか、健康の維持・増進に役立つ機能性関与成分も含まれているといった健康への有益性の周知、社会人(企業)を対象とした普及啓発(「デスクdeみかん」等)に取り組んでいます。そのほか、令和5(2023)年度には、特に若い世代の果物の消費拡大を図るため、年間を通して販売されている「りんご」を使った「カフェメニューコンテスト」を実施しました。広く一般からカフェ等で提供することを想定したレシピを募集し、一次審査を通過した90品の中から、カフェ等を営業する外食事業者により、自社のメニューとして採用したい特に優れたレシピとして4品が選ばれ、実際のメニューとして市販化されました。



「カフェメニューコンテスト」で市販化された
「りんごロっとボロネーゼ」



「毎日くだもの200グラム運動」ロゴマーク

1 果樹農業の振興に関する基本的な事項等に関する基本方針であり、食育等の消費拡大に向けた対策の推進が挙げられている。

○「健康日本21（第三次）」の策定

「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」は、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向けて令和6（2024）年度から開始する12年間の計画であり、この計画を推進するために令和5（2023）年5月に「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」が厚生労働大臣によって告示されました。

人生100年時代を迎え、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化しており、それぞれの健康課題に寄り添いつつ、誰一人取り残さず、より実効性のある取組を進めていくことが、国民の健康づくりにおいて求められています。そのため、健康日本21（第三次）では、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」のため、健康寿命の延伸を引き続き最終的な目標として、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「個人の行動と健康状態の改善」、「社会環境の質の向上」、「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」の4つの基本的な方向で運動を進めることとしています。

○栄養・食生活に関連する目標設定

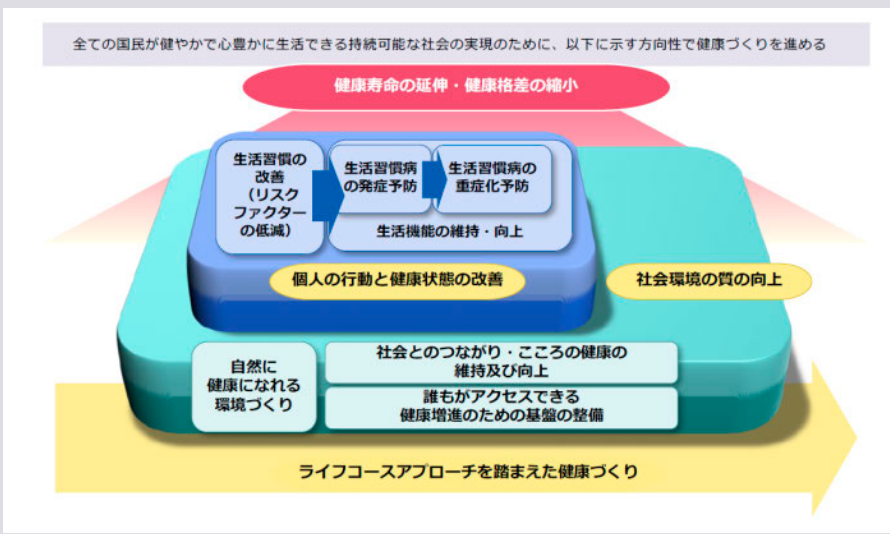
栄養・食生活は、生命の維持に加え、子供たちが健やかに成長し、また人々が健康で幸福な生活を送るために欠くことのできない営みです。また、多くの生活習慣病の予防・重症化予防のほか、やせや低栄養等の予防を通じた生活機能の維持・向上の観点からも重要です。さらに、個人の行動と健康状態の改善を促すための適切な栄養・食生活やそのための食環境の改善を進めていくことも重要であり、健康日本21（第三次）における栄養・食生活領域では、健康・栄養状態レベルとして「適正体重を維持している者の増加」、適切な量と質の食事を摂取する観点で、食事レベルとして「バランスの良い食事を摂っている者の増加」、食品レベルとして「野菜摂取量の増加」、「果物摂取量の改善」、栄養素レベルとして「食塩摂取量の減少」について目標設定を行いました。

また、こうした個人の行動と健康状態の改善を社会環境の質の向上によって促すために、社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上として「地域等で共食している者の増加」、自然に健康になれる環境づくりとして「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」の推進、誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備として「利用者に応じた食事提供をしている特定給食施設の増加」を掲げており、栄養・食生活領域と連動させながら、取組を進めることとしています。

○多分野との連携

今後は、誰一人取り残さない健康づくりを効果的に展開するため、これまで以上に国、都道府県、市区町村、保険者、産業界、学術機関等の関係者が連携して、健康づくりに向けた対策を充実・強化していくことが重要です。

図表 1 健康日本 21（第三次）の概念図



図表 2 栄養・食生活に関する目標項目

目標	指標	目標値
第二 個人の行動と健康状態の改善に関する目標		
1 生活習慣の改善		
(1) 栄養・食生活		
① 適正体重を維持している者の増加（肥満、若年女性のやせ、低栄養傾向の高齢者の減少）	BMI 18.5以上25未満（65歳以上はBMI 20を超え25未満）の者の割合（年齢調整値）	66%（令和14年度）
② 児童・生徒における肥満傾向児の減少	児童・生徒における肥満傾向児の割合	第2次成育医療等基本方針に合わせて設定
③ バランスの良い食事を摂っている者の増加	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合	50%（令和14年度）
④ 野菜摂取量の増加	野菜摂取量の平均値	350 g（令和14年度）
⑤ 果物摂取量の改善	果物摂取量の平均値	200 g（令和14年度）
⑥ 食塩摂取量の減少	食塩摂取量の平均値	7 g（令和14年度）
第三 社会環境の質の向上に関する目標		
1 社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上		
③ 地域等で共食している者の増加	地域等で共食している者の割合	30%（令和14年度）
2 自然に健康になれる環境づくり		
① 「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」の推進	「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」に登録されている都道府県数	47都道府県（令和14年度）
3 誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備		
③ 利用者に応じた食事提供をしている特定給食施設の増加	管理栄養士・栄養士を配置している施設（病院、介護老人保健施設、介護医療院を除く。）の割合	75%（令和14年度）
第四 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりに関する目標		
(1) こども		
② 児童・生徒における肥満傾向児の減少（再掲）	児童・生徒における肥満傾向児の割合	第2次成育医療等基本方針に合わせて設定
(2) 高齢者		
① 低栄養傾向の高齢者の減少（適正体重を維持している者の増加の一部を再掲）	BMI 20以下の高齢者（65歳以上）の割合	13%（令和14年度）
(3) 女性		
① 若年女性のやせの減少（適正体重を維持している者の増加の一部を再掲）	BMI 18.5未満の20歳～30歳代女性の割合	15%（令和14年度）

2 貧困等の状況にある子供に対する食育の推進

子どもの貧困率¹は、「令和4（2022）年国民生活基礎調査」において、令和3（2021）年は11.5%となっています。また、平成29（2017）年「生活と支え合いに関する調査（特別集計）」によると、子供がある全世帯の16.9%に食料が買えない経験がありました。こうした中、地域住民等による自主的な取組として、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供するこども食堂等が増えており²、家庭における共食等が難しい子供たちに対し、共食等の機会を提供する取組が広がっています。

政府では、貧困の状況にある子供たちに対する食育の推進や貧困の連鎖の解消につながるこども食堂等の活動への支援を含む官公民の連携・協働プロジェクトとして、「こどもの未来応援国民運動」を推進しています。この国民運動では、民間資金による「こどもの未来応援基金」を通じた支援や、こども食堂等を運営する団体と、団体の活動への支援を希望する企業等とのマッチング等を行っています。

さらに、こども家庭庁では、令和5（2023）年度において、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を行う「こどもの生活・学習支援事業」を拡充し、ひとり親家庭の子供に加え、低所得子育て世帯等の子供もその支援対象とするとともに、新たに食事の提供に係る費用の補助を行うこととしました。また、令和5（2023）年度補正予算において、多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対し、安心安全で気軽に立ち寄ることのできる食事等の提供場所を設けるなど、地域における支援体制の強化を目的とした「地域こどもの生活支援強化事業」を新たに創設し、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等の食事提供を伴う事業を実施する地方公共団体に対する支援を行うこととしました。

厚生労働省では平成30（2018）年6月と令和3（2021）年10月に通知を发出し、こども食堂に対して、活用可能な政府の施策や、食品安全管理等の運営上留意すべき事項を周知するとともに、行政・地域住民・福祉関係者・教育関係者等に対して、こども食堂の活動への協力を呼び掛けています。

農林水産省では、こども食堂と連携した地域における食育が推進されるよう、ウェブサイトにおいて関連情報を紹介しているほか、子供たちが健康な食生活を実践できるよう、こども食堂等で共食の場を提供する活動を支援するなど、地域での食育活動や食品アクセスの質の向上等に向けた取組を支援することとしています。

また、令和2（2020）年度からこども食堂やこども宅食において、食育の一環として使用できるよう、政府備蓄米を無償で交付しています。

このように、こども食堂等による食事等の提供には、食育の推進、孤独・孤立対策、食品アクセスの確保等、様々な効果が期待されています。

図表1: こども食堂における衛生管理のポイントにおけるチェックリスト (厚生労働省)

衛生管理のチェックリスト (図表1)

項目	
調理場に行くこと	
1	調理場は清潔で衛生的に保たれているか？
2	調理器具は、使用前・使用中・使用後に適切に洗浄・消毒されているか？
3	調理場内は、調理中・調理後の清掃が行われているか？
4	調理場内は、調理中・調理後の清掃が行われているか？
5	調理場内は、調理中・調理後の清掃が行われているか？
6	調理場内は、調理中・調理後の清掃が行われているか？
7	調理場内は、調理中・調理後の清掃が行われているか？
8	調理場内は、調理中・調理後の清掃が行われているか？
9	調理場内は、調理中・調理後の清掃が行われているか？
調理場に行くこと	
10	調理場内は、調理中・調理後の清掃が行われているか？
11	調理場内は、調理中・調理後の清掃が行われているか？
12	調理場内は、調理中・調理後の清掃が行われているか？
13	調理場内は、調理中・調理後の清掃が行われているか？
14	調理場内は、調理中・調理後の清掃が行われているか？

図表1: こども食堂における衛生管理のポイントにおけるチェックリスト (厚生労働省)

こども食堂における衛生管理のポイントにおけるチェックリスト (厚生労働省)

1 17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（総所得（収入）から税金・社会保障料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯員数の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額。

2 認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ及び全国のこども食堂の地域ネットワークの調査によると、全国のこども食堂は、少なくとも9,132か所（令和6（2024）年2月発表）。

管理栄養士を目指す大学生によるこども食堂等の食支援活動 (第7回食育活動表彰 審査委員特別賞受賞)

沖縄大学管理栄養学科子ども食堂サポートチーム（沖縄県）

沖縄大学管理栄養学科子ども食堂サポートチーム（以下「管理栄養学科」という。）は、那覇市内の関係機関やこども食堂、ボランティア団体と協力して、県内の子供の貧困等の課題を食の面から支援しています。

管理栄養学科は、令和元（2019）年に沖縄県で初めての管理栄養士養成施設として指定されました。管理栄養学科第一期生の一人が、こども食堂で調理の手伝いに参加したことをきっかけに、学生と、こども食堂の子供たちやスタッフとの交流が始まりました。

学生たちがこども食堂の調理を支援するボランティアに定期的に参加することにより、学生たちが普段は関わるのが少ない子供との交流が生まれ、子供たちが食の楽しさや興味をもつ機会につながっています。また、学生はこども食堂が「子供を中心とした多世代交流の地域拠点」であることを学ぶことができ、幅広い視野を持った管理栄養士の養成にもつながっています。

このほか、こども食堂の調理支援をする中で得た気づきや課題をより深く学び、実践するために、学生自らが企画を考え、様々な取組を行っています。令和2（2020）年度には、ひとり親世帯を対象に、栄養バランスを考慮した弁当50食を無料で提供しました。弁当のメニューを決めるに当たって、那覇市社会福祉協議会や地域で活動している団体を講師として招いて事前講習会を開催し、ひとり親世帯の実態や、どのような食事が求められているのかなどを聞き取りました。弁当には県産野菜を使用したり、郷土料理を取り入れたりする等の工夫もされています。弁当を食べた親子からは、「普段食べられないような食材が入っていて、彩りも鮮やかでとても手の込んだお弁当でとても感動しました。」「自分でも栄養の勉強をしたい。」等の声があがりました。

また、令和3（2021）年度にはコロナ禍でもこども食堂のスタッフと子供たちが楽しく調理の体験ができるように、食育レシピ動画や民謡のメロディーにのせた手洗い動画を製作し、動画を使って、3か所のこども食堂とオンラインで同時につなぎ、調理実習を行いました。参加した子供たちからは、「にんじんやたまねぎの切り方がわかった。」「今日一緒にやったことを自分たちだけで作ってみたい。」などの声があり、子供たちの食の自立支援につながりました。

今後も大学と地域の人々が相互に交流し、地域の課題をともに考え、試行錯誤しながら課題解決に向けた食の支援を続けていきます。



ひとり親世帯への弁当を作る学生

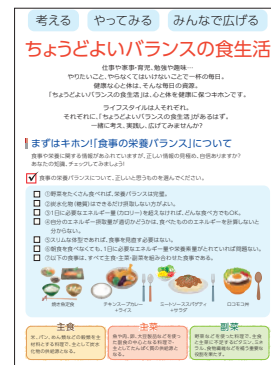


動画を使ったこども食堂での調理実習の様子

3 若い世代に関わる食育の推進

第1部特集2で示したように、若い世代は、食に関する知識、意識、実践等の面で他の世代より課題が多く、こうした若い世代が食育に関する知識を深め、意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践することができるよう食育を推進することが必要です。

農林水産省では、令和元（2019）年度に、若い世代に対する食育を推進していくため、ウェブ調査やグループディスカッション等を行い、明らかになった結果を踏まえて作成した啓発資材をウェブサイトに掲載しています。また、令和5（2023）年度の全国食育推進ネットワークの取組の中で、学生と企業のオンラインワークショップを応援するなど、若い世代が主体となった食育の取組を推進しました。



「考える やってみる みんなで広げる ちょうどよいバランスの食生活」パンフレット



考える やってみる みんなで広げる
ちょうどよいバランスの食生活（農林水産省）
URL : <https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/waka/isedai/balance.html>

4 職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進

従業員等が健康であることは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に企業の業績向上につながると期待されています。

厚生労働省では、「健康日本21（第二次）」の運動を更に普及、発展させるため、健康寿命の延伸に向けて、企業・民間団体・地方公共団体と協力・連携した取組として「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進しています。運動、食生活、禁煙、健診・検診の受診について、具体的なアクションの呼び掛けを行い、国民が自ら行動を変容することで生活習慣病の予防に結び付けることを目的としています。適切な食生活を促すため、「健康な食事」のための食環境整備の考え方を活用した取組も行っています。職場における従業員等の健康に配慮するため、社員食堂のメニューの見直しを行い、従業員に対して企業内で健康情報を掲示するなどの好事例について、その取組内容を整理し、「スマートミール探訪」としてウェブサイトで公表し、情報提供を行っています。

平成17（2005）年に「食育基本法」が制定されてから約18年が経ち、家庭、学校や地域等で様々な食育の取組が広がってきている一方で、企業の食育推進は、取組が広がり始めたところで、基本的な情報が不足している状況にあります。このため、農林水産省では令和元（2019）年度、従業員等の健康管理に配慮した企業のうち、先進的かつ積極的に食育を推進する取組に焦点を当てた基礎情報を収集し、事例集を作成・公表しました。

そのほか、経済産業省では、従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する健康経営¹が推進されています。健康経営に取り組む企業では若い世代への栄養セミナーの開催や、社員食堂において健康に配慮した食事を安価で提供するといった取組等も行われています。



スマートミール探訪（スマート・ライフ・プロジェクト）
URL : https://www.smartlife.mhlw.go.jp/minna/kenkou_shokujji/



企業の食育推進事例集（農林水産省）
URL : <https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kigyo/jirei.html>

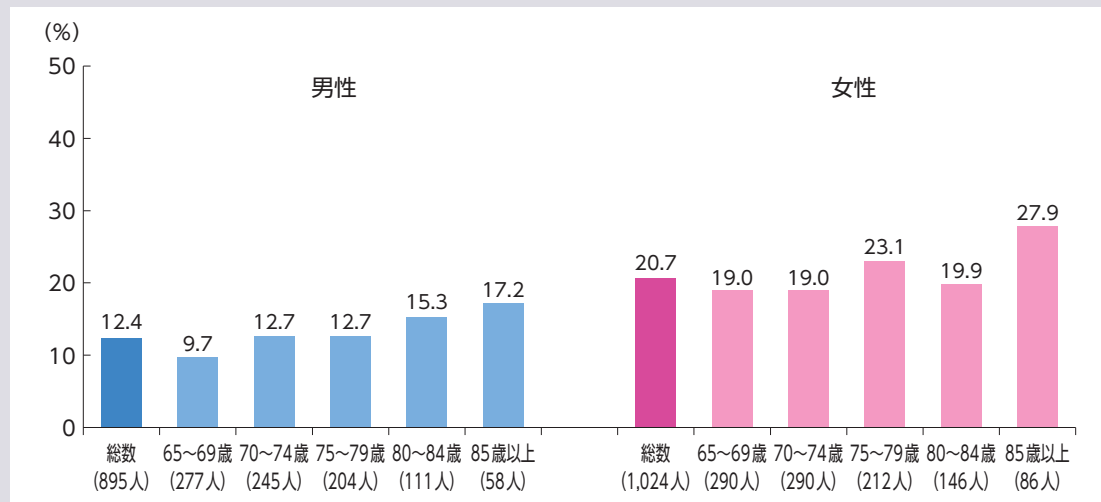
1 「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標

5 高齢者に関わる食育の推進

高齢者については、健康寿命の延伸に向け、個々の高齢者の特性に応じて生活の質（QOL）の向上が図られるように食育を推進する必要があります。

65歳以上の低栄養傾向の者（BMI ≤ 20kg/m²）の割合は、男性で12.4%、女性で20.7%です。特に、女性の85歳以上では、27.9%が低栄養傾向となっています（図表2-3-4）。

図表2-3-4 低栄養傾向の者（BMI ≤ 20kg/m²）の割合（65歳以上、性・年齢階級別）



資料：厚生労働省「令和元年国民健康・栄養調査」

急速な高齢化の進展により、地域の在宅高齢者等が健康・栄養状態を適切に保つための食環境整備、とりわけ、良質な配食事業を求める声が、今後ますます高まるものと予想されます。そのため、厚生労働省では、「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン¹」を策定するとともに、配食事業者と配食利用者のそれぞれに向けた普及啓発用パンフレットを作成し、好事例の取りまとめもしています。また、フレイル²予防も視野に入れて策定された「日本人の食事摂取基準（2020年版）」を活用し、高齢者やその家族、行政関係者等が、フレイル予防に役立てることができる普及啓発ツールを作成しました。この普及啓発ツールは、高齢者やその支援者向けに居宅で健康を維持するための情報等を発信するために令和2（2020）年9月に開設したウェブサイト「地域がいきいき 集まろう！通いの場」でも紹介しています。

また、農林水産省では、栄養面や噛むこと、飲み込むこと等の食機能に配慮した新しい介護食品を「スマイルケア食」として整理し、消費者それぞれの状態に応じた商品選択に寄与する表示として、「青」マーク（噛むこと・飲み込むことに問題はないものの、健康維持上栄養補給を必要とする方向けの食品）、「黄」マーク（噛むことに問題がある方向けの食品）、「赤」マーク（飲み込むことに問題がある方向けの食品）とする識別マークの運用を平成28（2016）年に開始しました。平成29（2017）年度には、スマイルケア食の普及をより一層推進するための教育ツールとして、制度を分かりやすく解説したパンフレットや動画を作成しました。令

1 平成29（2017）年3月厚生労働省健康局策定

2 加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、そして死亡などの危険性が高くなった状態

和5（2023）年度には、引き続きツールを活用し、スマイルケア食の普及を図りました。さらに、地場産農林水産物等を活用した介護食品（スマイルケア食）の開発に必要な試作等の取組を支援しました。



地域高齢者のフレイル予防の推進に向けた普及啓発用パンフレット



「地域がいきいき 集まろう！通いの場」ウェブサイト



スマイルケア食（新しい介護食品）（農林水産省）
URL : <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/seizo/kaigo.html>

6 地域における共食の推進

近年、ひとり親世帯、貧困の状況にある世帯、高齢者の一人暮らし等が増え、様々な家庭の状況や生活の多様化により、家庭や個人の努力のみでは、家族との共食や健全な食生活を実践していくことが困難な状況も見受けられます。

学童・思春期の共食を推進することは、健康状態、栄養素等摂取量等、食習慣の確立等につながると考えられることから、厚生労働省では「健康日本21（第二次）」において、共食の増加を目標項目の一つとして設定し、取組を進めています。また、楽しい食事の時間は食欲を増進させることから、高齢者においては、通いの場等における地域の方々との共食が進められています。

こども食堂や多世代交流の共食の場は、他者と楽しく食べる、食事マナーを学ぶなど食育活動の場として重要です。このため、農林水産省では、こども食堂や多世代交流等の「共食の場」の開設、健康的な食生活に関するテーマの講話や旬の食材を用いた郷土料理講習会、農林漁業体験の場の提供等の食育活動を支援しています。ここでは、食育について学んだ後、調理実習を行ったり、調理した料理と一緒に楽しく食べたりするなど、共食の場にもなっています。

7 災害時に備えた食育の推進

大規模な自然災害等の発生に備え、地方公共団体、民間団体等における食料の備蓄に加えて、各家庭で食料を備蓄しておくことが重要です。

厚生労働省では、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度までの地域保健総合推進事業の一環で「大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン」を作成するとともに、災害時に想定される実態を考慮し、地方公共団体に対する普及啓発を行ってきました。また、大規模災害時に、健康・栄養面や要配慮者にも配慮した栄養・食生活支援を行うためには、平時からこれらを考慮した食料の備蓄を行うことが重要であるため、そうした食料の備蓄の推進を目的として、「大規模災害時に備えた栄養に配慮した食料備蓄量の算出のための簡易シミュレーター」を作成し、健康増進部局と防災部門等で連携するよう地方公共団体に依頼しました。

農林水産省では、災害時に備え、日頃からの家庭での食料の備蓄を実践しやすくなる方法（ローリングストック）等をまとめた「災害時に備えた食品ストックガイド」と、乳幼児や高齢者、食物アレルギー等を有する人といった、災害時に特別な配慮が必要となる人がいる家庭での備蓄のポイントをまとめた「要配慮者のための災害時に備えた食品ストックガイド」を公表しています。また、令和4（2022）年4月には、単身者向けに「災害時にそなえる食品ストックガイド」を公表し、この中で特に災害への備えを見落としがちな一人暮らしの方やまだ家庭備蓄に取り組んでいない方等のために、食品の備蓄の必要性やその始め方等を分かりやすく解説しています。令和5（2023）年度も引き続き、これらのガイドブックを学校教育現場や地方公共団体、自治会組織等で活用してもらうとともに、民間企業が主催する防災関連の展示会等で講演を行い、家庭での食料の備蓄について普及啓発を行っています。



「災害時に備えた食品ストックガイド」

事例

災害時の食に備える普及啓発活動 (第7回食育活動表彰 消費・安全局長賞受賞)

びぜん
備前市栄養委員会（岡山県）

備前市栄養委員会（以下「栄養委員会」という。）は、地域に根差したネットワークを生かしながら、昭和46（1971）年から活動しています。自分や家族の健康のため、健康課題やその改善方法を学び自らが実践してみること、また、学んだことや実践したことを市民の健康づくりに広げていくことを目的としています。

活動を続ける中で、災害時にも心身の健康を損なわないようにするためには平時から食の備えが必要と考え、平成28（2016）年度から「災害時に役立つパッキング調理実習」を開始しました。また、令和2（2020）年度からは防災の意識を高め、家庭で災害時に備えてもらうため、地域で備蓄品を取扱う店舗を開拓したり、備蓄品の展示会を開催したりしています。展示会では、3日分の備蓄品を用意するとどのくらいの量になるのか、何を準備したらよいのかなどを展示しています。そのほか、「食べ慣れていない食品は災害時には食べられなかった。」という被災者の体験談を踏まえ、アルファ米等の備蓄品を配布し実際に食べてもらい、災害時に活用できる体験の提供も行っています。令和3（2021）年度には、小学生を対象に「備えよう！災害の前に～いざという時にできることを考えよう～」を開催し、講話と併せて、備蓄食品を使用した調理実習を行いました。

災害時に備えた活動を始めてから、市民を対象とした意識調査では「あなたは、災害等に備えて備蓄品を3日分用意していますか」という質問に対して「用意している」と回答した人の割合が、令和元（2019）年の22%から令和3（2021）年には27%となり、約5ポイント上昇しました。

生きるための手段である「食べること」は、子供から大人まで、災害時だけでなく平常時の健康へも活かすことが出来ます。今後も災害時の備えとともに、平常時でも生きる力を身につけることができるよう、地域の方々に食の大切さを伝えていきます。



展示会の様子



小学生への講話

第3節 歯科保健活動における食育の推進

(1) 国における取組

平成21（2009）年に、厚生労働省において開催された「歯科保健と食育の在り方に関する検討会」で、「歯科保健と食育の在り方に関する検討会報告書「歯・口の健康と食育～噛ミング30（カミングサンマル）を目指して～」」が取りまとめられました。この報告書において、全ての国民がより健康な生活を目指すという観点から、一口30回以上噛むことを目標として、「噛ミング30（カミングサンマル）」というキャッチフレーズを作成するとともに、食育推進に向けた今後の取組として、各ライフステージにおける食育推進の在り方、関係機関や関係職種における歯科保健と食育の推進方策、新たな視点を踏まえた歯科保健対策の推進等について提言がなされました。

また、食を通して健康寿命を延伸するためには、乳幼児期から高齢期に至るまで、噛む・飲み込むなどの機能を担う歯や口の健康が重要です。このため、厚生労働省では、平成23（2011）年に公布・施行された「^{こうくう}歯科口腔保健の推進に関する法律」（平成23年法律第95号）に基づき、平成24（2012）年に「^{こうくう}歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（平成24年厚生労働省告示第438号。以下「基本的事項」という。）を告示し、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージの特性に応じた^{こうくう}歯科口腔保健を推進しています。この「基本的事項」において、食育と関連の深い口腔機能の維持・向上についての目標が設定されており、また、口腔機能の維持・向上に関連して、歯科検診の受診者に関する目標も設定されており、定期的な歯科検診の受診に関する取組を始め、^{こうくう}歯科口腔保健の推進に取り組んでいます。「基本的事項」については、その終期が令和5（2023）年度となっているため、令和4（2022）年10月に最終評価が行われ、歯や口腔の健康に関する健康格差があるなどの課題が明らかになりました。これらを踏まえ、^{こうくう}歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の全部を改正する件（令和5年厚生労働省告示第289号）が令和5（2023）年10月に告示され、令和6（2024）年度から、「^{こうくう}歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）」を開始します。

小児期は生涯にわたる歯科保健行動の基盤が形成される重要な時期です。小児期の^{しょうき}う蝕予防の取組等により、3歳児のう蝕有病率は平成6（1994）年度の48.4%から令和3（2021）年度の10.2%に、12歳児のう蝕有病率は平成6（1994）年度の86.4%から令和3（2021）年度の28.3%に改善しています。

さらに、平成元（1989）年から推進している「8020（ハチマルニイマル）運動」は、全ての国民が健やかで豊かな生活を過ごすため、80歳になっても20歯以上保つことを目標としています。8020達成者の割合は、歯科疾患実態調査の結果によると、8020運動が開始された当初は8020達成者が10人に1人にも満たない状況でしたが、令和4（2022）年には約2人に1人が達成しています。また、「健康日本21（第二次）」では、歯・口腔の健康に関する目標として、80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加に加え、60歳において24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加が設定されています。この割合は平成17（2005）年の60.2%から令和4（2022）年には80.9%へと増加しています。

令和5（2023）年10月14日には、厚生労働省、秋田県、秋田市、公益社団法人日本歯科医師会、一般社団法人秋田県歯科医師会が協同して、秋田県において「^{けんこうびじん}「健口美人で健康長寿！」美の国あきたへ来てたんせ」をテーマに「第44回全国歯科保健大会」を開催しました。

これらの運動や取組を通じて、^{こうくう}歯科口腔保健における食育を推進しています。

（２）都道府県等における取組

各都道府県等でも歯科口腔保健における食育の推進に関する取組が行われており、厚生労働省では、「8020運動・口腔保健推進事業」を通じて都道府県等の取組への支援を行っています。この中で、噛み応えのある料理を用いた噛むことの大切さの教育や、食生活を支える歯・口腔の健康づくりについての歯科医師・栄養士等の多職種を対象とした講習会、バランスのよい食事をとるための歯、舌、口唇等の口腔機能に関する相談に対応できる歯科医師の養成等、食育に関わる事業も実施されています。

（３）関係団体における取組

公益社団法人日本歯科医師会、日本歯科医学会、一般社団法人日本学校歯科医会及び公益社団法人日本歯科衛生士会の4団体は、平成19（2007）年に、国民全てが豊かで健全な食生活を営むことができるよう、食育を国民的運動として広く推進することを宣言した「食育推進宣言」を出しました。この宣言において、歯科に関連する職種は多くの領域と連携して食育を広く推進することとされています。

公益社団法人日本歯科医師会と公益社団法人日本栄養士会は、平成22（2010）年に、「健康づくりのための食育推進共同宣言」を出しています。歯科医師、管理栄養士・栄養士は、この宣言において、「食」の専門職として全ての人々が健康で心豊かな食生活を営むことができるようにその責務を果たすと同時に、互いに連携・協働して国民運動である食育を広く推進することとしています。また、共通認識を深めるため、両会はこれまでに3回の共同シンポジウムを開催しています。

一般社団法人富山県歯科医師会は、令和5（2023）年6月24日、25日に開催された「第18回食育推進全国大会inとやま」において、食育ブースを出展しました。公益社団法人日本歯科医師会は、平成19（2007）年6月に「歯科関係者のための食育推進支援ガイド」を作成し、その後の国民の生活環境変化等を踏まえ、同ガイドの見直しを行い、平成31（2019）年3月に「歯科関係者のための食育支援ガイド2019」を作成しました。同ガイドは、同会ウェブサイトに掲載しています。

日本歯科医学会は、食育に関する公開フォーラムや多職種によるワークショップ、研修会等の実施や、歯科医療関係者向けのFAQ、「小児の口腔機能発達評価マニュアル」の作成を行っています。

公益社団法人日本歯科衛生士会では、「歯科衛生士と多職種連携の食育推進活動事例集」をウェブサイトで公表しています。



歯科関係者のための食育支援ガイド
2019
(公益社団法人日本歯科医師会)
URL : <https://www.jda.or.jp/dentist/program/guide.html>



歯科医療関係者向け子どもの食の問題に関するよくある質問と回答
(日本歯科医学会)
URL : https://www.jads.jp/assets/pdf/activity/past/kodomotosyoku_shitumonkaitou.pdf



歯科衛生士と多職種連携の食育推進活動事例集
(公益社団法人日本歯科衛生士会)
URL : https://www.jdha.or.jp/pdf/outline/renkei_syokuiku.pdf

第4節 食品関連事業者等による食育の推進

食育の推進に当たっては、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者等の関係者間の連携と、各分野における積極的な取組が不可欠です。食品関連事業者等は、消費者と接する機会が多いことから、食育の推進に占める役割は大きく、様々な体験活動の機会の提供や健康に配慮した商品・メニューの提供、食に関する情報や知識の提供が求められています。

食品製造業、小売業、外食産業を始めとした食品関連事業者等による食育活動は、CSR（企業の社会的責任）活動の一環としてなど、様々な位置付けで取り組まれています。また、本業の中で食育の推進を実現し、国民による日常の消費行動の中に食育を内在させると同時に、自社の持続的発展にもつなげるCSV（共通価値の創造）による取組も広がっています。そのほか、SDGsへの関心が高まる中、SDGsの視点で食育に取り組む企業も増えてきています。

具体的な取組内容としては、工場・店舗の見学、製造・調理体験、農林漁業体験、料理教室の開催といったもののほか、店舗での食育体験教室の開催、出前授業、提供するメニューの栄養成分表示や、食生活に関する情報提供等、幅広いものとなっています。対面での食育活動に加え、オンラインでの取組も効果的に組み合わせた活動が行われています。ほかにも、全国のスーパーマーケットや防災イベント等で啓発活動を行い、消費者が災害備蓄に対する意識を高める活動、定期的に食品を送ることで負担の少ないローリングストックを実践できるような取組も行われています。

食品産業の関係団体においても、団体の機関誌に日本の郷土料理を紹介した記事を掲載するなど、所属企業等に対して食育に関する情報提供を行っています。

農林水産省においては、食品関連事業者等に対して、地産地消の取組や地域の生産者、消費者等との交流のイベント等の食育の取組を支援しています。

事例

多様な世代の未来をつむぐ食育の取組
(第7回食育活動表彰 農林水産大臣賞受賞)

東京ガス株式会社（東京都）

東京ガス株式会社は、明治時代から続く家庭へのエネルギー供給の長い歴史の中で、食や環境等の課題に複合的に向き合い、時代の流れに即した暮らしに身近な「調理」を軸として食育活動に取り組んできました。

食に関して子供たちの知識が不足していることがみられるなどの社会課題の解決に向け、平成4（1992）年度から子供の料理教室を開始し、食材の選択から料理の片付けまでを体験する子供の「食の自立」と「五感の育成」を柱とした食育を展開しています。平成26（2014）年度からは外部の有識者とともに「環境に優しい食育協議会」を発足し、学校や食の関係者等、食に関心のある層へ向けて、定期的なシンポジウムを開催しています。セミナーの参加者からは「食だけでなく地球環境を合わせて考え、持続可能な未来につながる暮らし方を意識するようになった。」等の声が聞かれました。また、令和3（2021）年度、親子向けにはSDGsの入口となるセミナーを、大人向けには食料資源の未来を考える講座を開催しました。現在は、食育活動の対象を子供から高齢者まで幅広い世代に拡大し、対象者に合わせた持続可能な食を支える取組を推進しています。

令和4（2022）年に、当社の食育活動は30周年を迎えました。今後も、暮らしを支える企業として、環境、次世代の育成、健康寿命の延伸の実現といった様々な社会課題解決にも目を向け、多様な世代の未来をつむぐ食の取組を行っていきます。



子供向けの料理教室



子供向けの食育セミナー

第3章

地域における食育の推進

第5節 ボランティア活動による食育の推進

1 ボランティアの取組の活発化がなされるような環境の整備

国民の生活に密着した活動を行っている食育ボランティアは、地域での食育推進運動の中核的役割を担うことが期待されています。第4次基本計画では、食育ボランティアの目標値は37万人以上としており、直近は32.3万人です。

一般財団法人日本食生活協会では、健康づくりのための食育アドバイザーとして活動している食生活改善推進員や、ボランティアの中核となり地域の食育を推進していく食育推進リーダーの育成等、地域に根ざした食育の活動を推進しています。特に、食生活改善推進員が地域で質の高い活動ができるよう、食生活改善の実践方法や食育の普及活動についてのリーダー研修の実施、地域住民に対する食育に関する講習会の開催等、食育の普及啓発活動への支援を行っています。

2 食生活改善推進員の健康づくり活動の促進

地域における食育の推進に当たっては、地域の健康課題、食習慣、食文化等を理解し、地域に密着した活動を幅広く推進していくことが重要です。一般財団法人日本食生活協会は、その傘下のボランティア団体である全国食生活改善推進員協議会と行政との連携を図りつつ、「私達の健康は、私達の手で～のばそう健康寿命 つなごう郷土の食～」をスローガンに、時代に即した健康づくりのための食育活動を進めています。食生活改善推進員は、市町村が行う食生活改善推進員養成事業を修了後、自らの意思により当該協議会の会員となることで活動が始まり、地域における食育推進活動の最大の担い手となっています。

主な活動には、次のようなものがあり、全国各地で行われました。

(1) 子供への食育

「おやこの食育教室」は、年長から小学生の親子を対象に、「食育5つの力」である①食べ物を選ぶ力、②料理ができる力、③食べ物の味が分かる力、④食べ物のいのちを感じる力、⑤元気なからだが分かる力を理解することを目的としています。「朝食欠食の問題と共食の大切さ」をテーマに、親子での調理体験を通じて、食事の重要さと親子での共食の大切さを学んでもらいました。あわせて、食品ロス削減についての情報を提供しました。



おやこの食育教室

(2) 若い世代への食育

「全世代に広げよう健康寿命延伸プロジェクト」(第3弾)において、令和5(2023)年度から、健康づくりの担い手であるヘルスサポーターを養成するため、中学生・高校生・大学生を対象に、「朝食欠食の解消」と「食事バランスの必要性」をテーマに講習会を実施しました。この世代は生活環境が変



高校への出前授業

わり食生活も変化する人が多いため、朝食欠食などの偏った食生活は、将来の生活習慣病のリスクが高まることや、健康的な食事の選び方を習慣化することの重要性を伝えました。

（３）働き世代への食育

「全世代に広げよう健康寿命延伸プロジェクト」（第3弾）や「生涯骨太クッキング」を通して、「生活習慣病予防」をテーマに、高血圧や糖尿病の予防に重点を置き、「減塩」や「野菜350g以上摂取」、「適正体重の維持」の重要性を伝えました。また、成人男性の食生活の自立を目的に、「男性のための料理教室」を開催し、男性の地域社会への参加や仲間づくりのきっかけも提供しました。



職場訪問

（４）高齢世代への食育

「全世代に広げよう健康寿命延伸プロジェクト」（第3弾）において、低栄養・フレイル予防のため、エネルギーとたんぱく質を十分に摂取できるバランスの良い食事をテーマとした調理実習を行いました。あわせて、閉じこもりによる孤立を防ぐために、居場所づくりと共食の場の提供もしました。

また、地域ぐるみでよりよい食習慣づくりを行うことや単身の高齢者への食事支援や安否確認の一つとして、家庭訪問（おとなりさん、お向かいさん活動）を実施しました。



シニアカフェ（居場所と共食の場の提供）

（５）「毎月19日は食育の日」全国一斉キャンペーン活動

平成18（2006）年度から「毎月19日は食育の日。家族そろって食事を楽しみましょう」をテーマに食育の大切さや認知度を高めるため、全国各地の駅やスーパーマーケット等で、食育の日のチラシの配布等を行っています。



食育の日キャンペーン

事例

**幅広い世代へ食の大切さを伝える
～フードバンクを活用した子育て世代への食事支援～
(第7回食育活動表彰 消費・安全局長賞受賞)**かしま
鹿島市食生活改善推進協議会（佐賀県）

鹿島市食生活改善推進協議会では、保育所での「親子料理教室」、小学生への「次世代育成料理教室」、高齢者への「料理講習会」等、幅広い世代を対象とした食育の普及活動を行っています。

幼児期からの食育が大切であることから子供への食育に特に力を入れており、「親子料理教室」では幼少時から料理に興味を持ってもらうよう工夫したり、「次世代育成料理教室」では包丁の使い方、調味料の計り方等を教えたりしています。食の大切さや地域で伝承されてきた料理を知り、伝統的な食文化への理解を深められるように心がけながら、食育活動を行っています。

令和3（2021）年からは、市の社会福祉協議会が開始した「こどもエール宅配事業」に参加し、子供たちへの栄養バランスのとれた食事の提供に協力しています。食品ロス削減の観点も踏まえ、フードバンクで集まった食材を活用し、特に給食の無い夏季休業の期間において、食事の用意等に不安を抱えている子育て世代の方々に対して、食中毒の予防に留意しつつ、栄養バランスの取れた食事の提供を行っています。本事業の利用者にはアンケートを実施し、「家でも作って家族に喜んでもらいたい。」や「食に対する興味がでてきた。」といった声が聞かれています。これらの声も参考にしながら、この取組を発展させていきたいと思っています。

食品ロス削減といった観点等も踏まえながら、引き続き、その時々食に関する課題に対応したボランティア活動等に取り組んでいきます。



親子料理教室の様子

フードバンクで集まった食材を使った食事の
提供メニュー例

第6節 専門的知識を有する人材の養成・活用

厚生労働省等は、国民一人一人が食に関する知識を持ち、自らこれを実践できるようにするため、大学や短期大学、専門学校等における、食育に関する専門的知識を備えた管理栄養士・栄養士（以下「管理栄養士等」という。）や、専門調理師・調理師（以下「専門調理師等」という。）等の養成、関係団体との連携等により、人材の育成や食育の推進に向けての活動に取り組んでいます。

1 管理栄養士・栄養士の養成・活用

厚生労働省等では、食生活や健康づくりに関する専門的な知識を有し、食育を推進する上で重要な役割を担う者として管理栄養士等の養成に取り組んでいます。管理栄養士等は、「栄養士法」（昭和22年法律第245号）に基づく資格であり、栄養士は都道府県知事から、管理栄養士は厚生労働大臣から免許証が交付されています。

管理栄養士等は、学校、保育所、病院、社会福祉施設、介護保険施設、保健所、市町村保健センター、大学、研究機関、民間企業等の様々な場において食生活に関する支援を行っています。特に、都道府県や市町村においては、地域での食育の推進が着実に図られるよう、行政栄養士の配置を推進しています。行政栄養士は、都道府県や市町村の食育推進計画の策定や食育に関する事業の企画・立案・評価、食生活改善推進員等のボランティアの育成、国民運動としての食育の推進が図られるよう関係団体や関係者との調整等を行っています。

公益社団法人日本栄養士会では、会員である約5万人の管理栄養士等が、乳児期から高齢期までの食育を推進していくための活動として、都道府県栄養士会と協力して、全国各地で栄養相談・食生活相談事業等を行っています。

全ての人々の健康の保持・増進に向けて、8月4日を「栄養の日」、8月1日から7日までを「栄養週間」として、毎年イベントを実施しています。令和5（2023）年度は、栄養課題である「肥満・生活習慣病予防」、「若年女性のやせ」等を解決できる一つの方法として、一人一人に合わせた適切な「間食」も活用したバランスのよい食事を提案するために、「間食の、すすめ！」をテーマにしました。全国各地の医療機関・施設・学校・行政機関・企業等で働いている管理栄養士等が、全国各地でイベントを開催して、間食をとるタイミングや1日に必要なエネルギー・栄養素の量を調整しやすい食品等について、各々のライフスタイルに合わせた課題の解決に向けてサポートしました。

また、食育推進等の活動拠点として、「栄養ケア・ステーション」を全都道府県栄養士会に設置しています。「栄養ケア・ステーション」の更なる機能充実を図るとともに、拠点数の拡大に向け、管理栄養士等と地域住民の双方向の結び付きを強化し、地域住民が管理栄養士等による栄養ケアの支援と指導を受けて、生涯にわたる実り豊かで健やかな生活を維持することのできる地域社会づくりを目指して、取組を進めています。

さらに、管理栄養士等のキャリア支援を目的として生涯教育を実施し、到達度に応じた認定を行っています。その中では、関連学会等と共同で、特定・専門的な種類の業務に必要とされる高度の専門的知識・技能を身に付けた管理栄養士等を認定しています。

2 専門調理師・調理師の養成・活用

近年、外食への依存度が高くなっており、飲食店等における健康に配慮したメニューや商品の提供、行政等による食に関する分かりやすい情報の提供が重要となっています。また、急速に進む高齢化、生活習慣病の増大や食の安全・安心を脅かす問題の発生等、食生活を取り巻く社会環境が大きく変化するとともに、厨房機器の多様化等、調理をめぐる環境も変化してきていることから、時代に即した専門的知識・技術を有する専門調理師等の養成が求められています。

専門調理師等は、「調理師法」（昭和33年法律第147号）に基づく資格であり、専門調理師については厚生労働大臣認定として「日本料理」、「西洋料理」、「^{めん}麺料理」、「^{えんげ}すし料理」、「中国料理」及び「給食用特殊料理」の計6種類があり、また、調理師については都道府県知事免許として交付されています。

厚生労働省では、急速に高齢化が進む中、専門調理師等が医療・介護施設のみならず飲食店等でも、対象者の^{えんげ}嚥下機能、栄養状態、嗜好等を踏まえた嚥下調整食を適切に調理できるよう、専門技能の修得に向けた研修を支援しています。

公益社団法人調理技術技能センターでは、高度な調理技術を生かして地域における食育推進運動のリーダーとして活躍できる専門調理師を養成するために、「専門調理師・調理技能士のための食育推進員認定講座」を開催しており、修了者を「専門調理食育推進員」に認定しています。この推進員名簿を各都道府県に送付し、食育推進活動等における専門調理師の活用を促しています。

公益社団法人日本中国料理協会は、例年、専門調理師等による児童福祉施設、中学校等での出張給食授業の実施や、行政や調理師団体等が主催する食育事業の体験活動等の実施に協力し、地域の食育活動を推進しています。

令和5（2023）年度は、食事の大切さや料理の楽しさを伝えるため、大阪、兵庫、岡山、愛媛の各府県で、児童養護施設等を訪問し、料理教室や料理提供をしました。



児童養護施設でのビュッフェ提供の様子

公益社団法人全国調理師養成施設協会では、全国の調理師養成施設において、近隣住民等を参加対象に「食育教室」を開催し、健康に配慮した食生活の大切さや、親子で一緒に食べる楽しさを講義・実習を通じて伝えるなど、食育の普及啓発を行っています。



「食育教室」の様子



「第18回食育推進全国大会inとやま」の様子



また、「第18回食育推進全国大会inとやま」では、日本の食文化伝承の一環として、各都道府県の代表的な雑煮を紹介するとともに、栃木県、富山県、奈良県、長崎県の雑煮を提供しました。

さらに、食育推進活動で活躍できる調理師として、食育実習等を含む一定のカリキュラムに基づく講習及び試験による食育インストラクターの養成を行っています。修了後、食育インストラクターの知識を生かして食育のセミナーを行う調理師もあり、こうした活動を通じて食育の推進に取り組んでいます。

3 医学教育等における食育の推進

大学の医学部においては、医学生が卒業時まで身に付けておくべき必須の実践的診療能力を学修目標として提示した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」に基づき、医学生に対する教育が実施されています。

本カリキュラムでは、栄養アセスメント、栄養ケア・マネジメント、栄養サポートチーム、疾患別の栄養療法について理解していることや、個人の栄養状態を評価でき、本人や家族の生活や価値観も踏まえた上で食生活の支援を計画できること等が学修目標として設定されています。

このほか、文部科学省では、医学部関係者が集まる会議等において、食育の推進に関する教育の充実について周知・要請を行っています。

第1節 「食育月間」の取組

1 「食育月間」実施要綱の制定等

第4次基本計画では、毎年6月を「食育月間」と定めています。農林水産省は、令和5（2023）年度、「食育月間」における取組の重点事項や主な実施事項を盛り込んだ「令和5年度「食育月間」実施要綱」を定めました。実施要綱では、重点的に普及啓発を図る事項として、①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食を支える食育の推進、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進の3項目を掲げ、農林水産省ウェブサイトへの掲載、関係府省庁、都道府県及び関係機関・団体への協力・参加の呼び掛けや周知ポスターの作成等、「食育月間」の普及啓発を図りました。

また、「スポーツの力と食育で地域を元気に！」をテーマとしたセミナーを開催し、プロのスポーツチームと行政や企業、団体等が連携した食育の実践や地域活性化の手法やコツを学ぶことを目的に、基調講演及び事例紹介、パネルディスカッションを実施しました（コラム「「食育月間」の取組「第18回食育推進全国大会inとやま」、「食育月間セミナー」を通じた食育の普及啓発」参照）。

2 食育推進全国大会の開催

農林水産省、富山県及び第18回食育推進全国大会富山県実行委員会は、「食育月間」中の令和5（2023）年6月24日、25日に、富山県において「第18回食育推進全国大会inとやま」を開催しました（コラム「「食育月間」の取組「第18回食育推進全国大会inとやま」、「食育月間セミナー」を通じた食育の普及啓発」参照）。

3 都道府県及び市町村における食育に関する取組

「食育月間」には、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、国民の食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図るため、地方公共団体、保育所、学校、図書館、飲食店、企業等において、各種広報媒体や行事等を活用した取組が展開されました。

ある地方公共団体では、スーパーマーケット及び管理栄養士養成施設と協働した取組が行われました。具体的には、野菜がたくさん摂取できるように工夫された弁当を管理栄養士養成施設の学生が考案し、スーパーマーケットがそれを商品化して販売しました。

また、ある保育所では、絵本に登場する料理や食材を給食やおやつで提供し、絵本に登場する食べ物を実際に食べることを通して、園児たちが食に興味を持つきっかけを作る取組が行われました。各都道府県等における「食育月間」等の取組の事例については、農林水産省のウェブサイトで情報提供を行っています。



食育月間の取組他（農林水産省）

URL : <https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/gekkan/torikumi.html>

column
コラム

「食育月間」の取組「第18回食育推進全国大会 in とやま」、「食育月間セミナー」を通じた食育の普及啓発

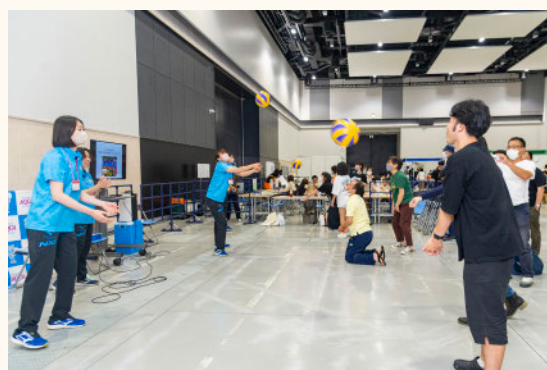
第18回食育推進全国大会 in とやま

「第18回食育推進全国大会 in とやま」は、令和5（2023）年6月24日、25日の2日間にわたり、富山県富山市の富山産業展示館（テクノホール）を会場に、「食で心も体も幸せに とやまから広げるウェルビーイング ～未来へつなげよう 幸せの基盤～」をテーマに開催し、2日間で23,300人の来場者がありました。また、会場の様子をオンラインで全国に発信しました。

当日は、「第7回食育活動表彰」の表彰式、富山県内スポーツチームによるワークショップや食育トークショーの開催、食育に関する135のブースの出展や富山調理製菓専門学校を調理会場として富山の食材を使ったレシピを学ぶ料理教室など様々な催しにより、楽しみながら食育について考える機会が提供されました。



「第7回食育活動表彰」の表彰式の様子



スポーツチームによるワークショップの様子

令和5年度「食育月間セミナー」

～スポーツの力と食育で地域を元気に！～

農林水産省では、従来の枠にとらわれない新たな食育活動の展開に向け、スポーツチーム等と連携した「食育月間セミナー」を令和5（2023）年6月30日に開催しました。

本セミナーでは、プロのスポーツチームと行政や企業、団体等が連携した食育の実践や地域活性化の手法等に関する基調講演や事例紹介、パネルディスカッションが実施されました。参加者はスポーツと食育が連携する意義や可能性を学びました。



パネルディスカッションの様子

第4章

食育推進運動の展開

第2節 国民的な広がりを持つ運動としての展開

持続可能な世界の実現を目指すため、SDGsへの関心が世界的に高まっています。第4次基本計画においても、SDGsの考え方を踏まえ、食育を推進する必要があるとしています。

健全な食生活を送るためには持続可能な環境が不可欠です。近年はSDGsの視点で食育に取り組む企業も出てくるなど、持続可能性の観点から食育も重視されています。食育の取組においても、SDGsの考え方を踏まえ、相互に連携する視点を持って推進していく必要があります。

1 全国食育推進ネットワークの活用

農林水産省では、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育等、最新の食育活動の方法や知見を食育関係者間で情報共有するとともに、異業種間のマッチングによる新たな食育活動の創出や、食育の推進に向けた研修を実践できる人材の育成等に取り組むため、令和2（2020）年度に「全国食育推進ネットワーク（みんなの食育）」を立ち上げました。

令和5（2023）年度は、食育活動の新たな展開を図るため、従来の枠にとらわれない様々な関係者との連携・協働による食育イベントを実施しました。具体的には、プロのスポーツのチーム、地方公共団体、JA（農業協同組合）が連携し、令和5（2023）年8月9日に親子料理体験教室と交流会を開催しました。本イベントでは、JA女性部の方が講師となり、地域の農産物を活用して、スポーツチームの選手と子供たちが一緒にお菓子を作りました。子供たちは自分たちで作ったお菓子を食べながら、選手の幼少期の食生活や現在の食事で気を付けていること等の話を聴きました。本イベント後のアンケートでは、参加した親子から「大好きな選手と調理体験ができて楽しかった。」「子供と一緒に家で料理を作る機会がなく、良いきっかけになった。」「地域の農産物のおいしさを実感できた。」といった声が聞かれました。

また、食育の取組を子供から大人まで誰にでも分かりやすく発信するため、絵文字で表現した「食育ピクトグラム」及び「食育マーク」の普及を図りました。



選手と料理体験の様子



集合写真



食育ピクトグラム



食育マーク



食育ピクトグラム及び食育マークのご案内（農林水産省）
URL：<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/pictgram/index.html>

2 「新たな日常」やデジタル化に対応する食育の推進

第4次基本計画では、デジタルトランスフォーメーション（デジタル技術の活用による社会の変革）が一層進展する中で、SNSの活用やインターネット上でのイベント開催及び動画配信、オンラインでの非接触型の食育の展開等を推進することとしています。

農林水産省では、令和5（2023）年度に、「学生と企業によるオンラインワークショップ～Z世代¹と企業のアイデアで食育を推し活！～」を開催しました。本ワークショップは、企業と接する機会が少ない学生と、食育に取り組む企業がオンラインで交流することで、新たな食育の取組につなげることを目的に実施しました。令和6（2024）年2月20日には「食育推進フォーラム2024」で本ワークショップの成果を発表しました。この取組により、学生は企業の活動や企業との意見交換から食育活動の実践につなげることができ、企業は若い世代の感性や提案を企業の食育活動に生かすことができました。



学生と意見交換する企業担当者

また、農林水産省の職員がYouTuberとなる省公式YouTubeチャンネル「BUZZMAFF」では、若い職員が中心となって、20以上のチームが動画を制作、公開しています。「タガヤセキュウシュウ」は国産農林水産物の応援・消費拡大を、「やっぱりごはんでしょ！」は米や米粉の魅力を、「かんとうきっちゃん」は旬の国産食材を使ったおうちごはんを、「なまらでっかい道」は北海道の郷土料理を紹介するなど、全国各地の農林水産物や農林水産業、農山漁村の魅力を発信しています。



全国各地の農林水産物や農林水産業、農山漁村の魅力を動画で発信

3 食育推進の取組等に対する表彰の実施

食育に関する優れた取組を表彰し、その内容を広く情報提供することにより、食育が国民運動として一層推進されることが期待されます。

農林水産省では、令和5（2023）年度に、ボランティア活動、教育活動、農林漁業、食品製造・販売等その他の事業活動を通じた食育関係者の取組を対象として、その功績を称えるとともに、取組の内容を広く国民に周知し、食育を推進する優れた取組が全国に展開されていくことを目的として、「第7回食育活動表彰」を実施しました。ボランティア部門、教育関係者・事業者部門において、個人・団体を含む180件の応募があり、「第18回食育推進全国大会inとやま」において、農林水産大臣賞5件及び消費・安全局長賞13件、今回から新設した審査委員特別賞5件の表彰を行いました。受賞した取組については、事例集に加え動画での紹介も行いました。

また、自立した「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けて、農山漁村

1 1990年代後半から2000年代に生まれた世代のこと

が潜在的に有する地域資源を引き出すことにより地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良事例を選定する「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」を平成26（2014）年度から実施しています。令和5（2023）年度は、応募総数634件のうち29件を優良事例として選定し、また、第10回となることから、過去に選定された優良事例の中から、選定後に著しい発展性がみられ、全国の模範となる事例について、第10回記念賞として決定しました。選定された事例のうち、地産地消の取組は5件あり、その中で食育に関連する取組は4件ありました。

文部科学省では、学校給食の普及と充実に優秀な成果を上げた学校、共同調理場、学校給食関係者、学校給食関係団体について、文部科学大臣表彰を実施しています。令和5（2023）年度は、学校6校、共同調理場3場及び13人の学校給食関係者が表彰されました。

厚生労働省では、栄養改善と食生活改善事業の普及向上等に功労のあった個人、地区組織等について、栄養関係功労者厚生労働大臣表彰を実施しています。令和5（2023）年度は、功労者として239人、功労団体として26団体、特定給食施設の17施設が表彰されました。また、国民の生活習慣を改善し、健康寿命を延ばすための運動「スマート・ライフ・プロジェクト」が掲げる4つのテーマ（適度な運動、適切な食生活、禁煙、健診・検診の受診）を中心に、従業員や職員、住民に対して、生活習慣病予防の啓発、健康増進のための優れた取組等をしている企業、団体、地方公共団体を表彰する「第12回 健康寿命をのばそう！アワード」の生活習慣病予防分野では、応募のあった85件の中から20の企業、団体、地方公共団体が表彰されました。

こども家庭庁では、成育過程にある者の心身の健やかな成育並びに妊産婦の健康の保持及び増進に寄与する取組を推進している個人・団体・地方公共団体・企業について、健やか親子21内閣府特命担当大臣表彰を実施しています。令和5（2023）年度は、功労者として45人、功労団体として5団体が表彰されました。また、国及び地方公共団体が講ずる成育医療等の提供に関する施策に協力し、先駆的な取組を行っている者を表彰する健やか親子表彰として3の団体、地方公共団体が表彰されました。

第3節 都道府県・市町村における食育運動の展開

1 食育推進計画の作成目的と位置付け

食育を国民運動として推進していくためには、多様な関係者が食育に関する課題や国の政策の方向性を共有し、それぞれの特性を生かして連携・協働しながら、地域が一体となって取り組むことが重要です。

「食育基本法」においては、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進会議において、基本計画を作成するものと定めています。

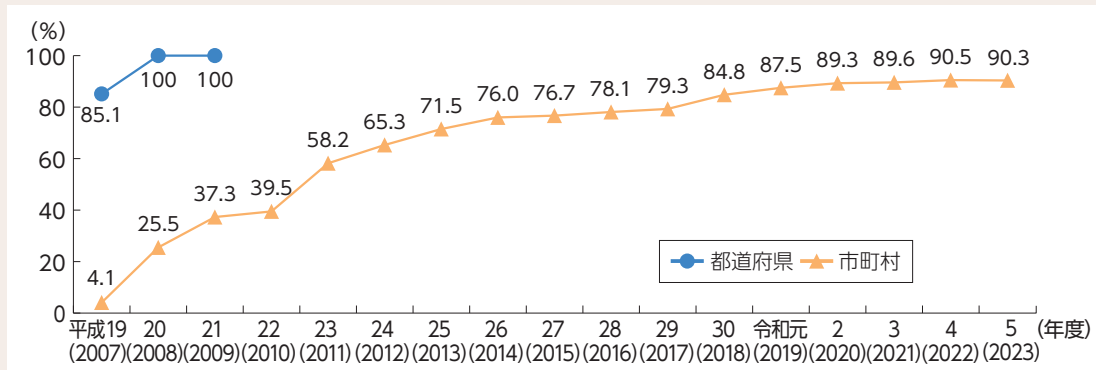
また、全国各地においても、食育の取組が効果的に進められることが必要であることから、都道府県については基本計画を、市町村については基本計画及び都道府県食育推進計画を基本として、食育推進計画を作成するよう努めることとしています。

2 食育推進計画の作成状況

基本計画の作成時、食育推進計画の作成割合を、平成22（2010）年度までに、都道府県は100%、市町村は50%以上とすることを目指して取組を始めました。その結果、都道府県の食育推進計画の作成割合は、目標設定当時の85.1%（47都道府県中40都道府県）から、平成20（2008）年度調査において100%に到達し、目標を達成しました。

一方、市町村における食育推進計画の作成割合は、目標設定当時の4.1%（1,834市町村中75市町村）から、令和6（2024）年3月末現在では、90.3%（1,741市町村中1,572市町村）となっています（図表2-4-1）。

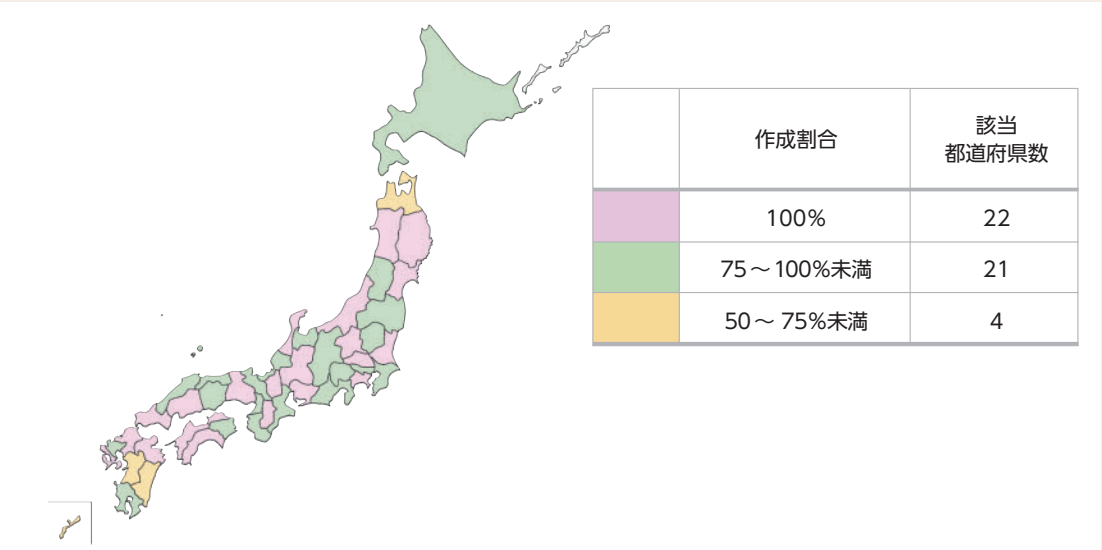
図表2-4-1 都道府県及び市町村の食育推進計画の作成割合の推移



資料：農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課（平成27（2015）年度までは内閣府）調べ

また、市町村食育推進計画の作成割合が100%の都道府県は22県でした。目標達成に向けて更なる対応が必要です（図表2-4-2、2-4-3）。

図表 2-4-2 都道府県別 管内市町村における食育推進計画の作成状況



資料：農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課調べ（令和6（2024）年3月末現在）
注：作成割合とは、都道府県内の全市町村数に対する計画作成済市町村数の割合

図表 2-4-3 都道府県別 管内市町村における食育推進計画の作成割合

都道府県	作成状況		
	市町村数	作成済数	作成割合
北海道	179	141	78.8%
青森県	40	28	70.0%
岩手県	33	33	100.0%
宮城県	35	35	100.0%
秋田県	25	25	100.0%
山形県	35	30	85.7%
福島県	59	56	94.9%
茨城県	44	44	100.0%
栃木県	25	23	92.0%
群馬県	35	35	100.0%
埼玉県	63	63	100.0%
千葉県	54	50	92.6%
東京都	62	53	85.5%
神奈川県	33	33	100.0%
新潟県	30	30	100.0%
富山県	15	13	86.7%
石川県	19	19	100.0%
福井県	17	14	82.4%
山梨県	27	25	92.6%
長野県	77	60	77.9%
岐阜県	42	42	100.0%
静岡県	35	34	97.1%
愛知県	54	54	100.0%
三重県	29	23	79.3%
滋賀県	19	19	100.0%
京都府	26	20	76.9%
大阪府	43	41	95.3%
兵庫県	41	41	100.0%
奈良県	39	39	100.0%
和歌山県	30	25	83.3%
鳥取県	19	15	78.9%
島根県	19	18	94.7%
岡山県	27	26	96.3%
広島県	23	23	100.0%
山口県	19	19	100.0%
徳島県	24	23	95.8%
香川県	17	17	100.0%
愛媛県	20	20	100.0%
高知県	34	34	100.0%
福岡県	60	60	100.0%
佐賀県	20	17	85.0%
長崎県	21	21	100.0%
熊本県	45	33	73.3%
大分県	18	18	100.0%
宮崎県	26	19	73.1%
鹿児島県	43	39	90.7%
沖縄県	41	22	53.7%
合計	1,741	1,572	90.3%

資料：農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課調べ（令和6（2024）年3月末現在）
注：東京都は特別区を含む。

農林水産省では、平成30（2018）年9月に市町村食育推進計画の作成・見直しに当たっての留意事項や参考となる情報を取りまとめたほか、情報提供や研修会等へ講師を派遣するなど、都道府県と連携して市町村食育推進計画作成の支援を進めています。